

令和4年度

—公共測量— 作業規程の準則の改正

## 第2編 基準点測量

### 新旧対照表

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																				
<b>第2編 基準点測量</b>	<b>第2編 基準点測量</b>																					
<b>第1章 通則</b>	<b>第1章 通則</b>																					
<b>第1節 要旨</b>	<b>第1節 要旨</b>																					
<p>(要旨)</p> <p><b>第18条</b> <u>この編</u>は基準点測量の作業方法等を定めるものとする。</p> <p>2 「基準点測量」とは、既知点に基づき、基準点の位置又は標高を定める作業をいう。</p> <p>3 「基準点」とは、測量の基準とするために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果を有するものをいう。</p> <p>4 「既知点」とは、既設の基準点（以下「既設点」という。）であって、基準点測量の実施に際してその成果が与件として用いられるものをいう。</p> <p>5 「改測点」とは、基準点測量により改測される既設点であって、既知点以外のものをいう。</p> <p>6 「新点」とは、基準点測量により新設される基準点（以下「新設点」という。）及び改測点をいう。</p> <p>7 「PCV補正」とは、GNSSアンテナの受信位置の変化量についてパラメータを用いて補正することをいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p><b>第18条</b> <u>本編</u>は基準点測量の作業方法等を定めるものとする。</p> <p>2 「基準点測量」とは、既知点に基づき、基準点の位置又は標高を定める作業をいう。</p> <p>3 「基準点」とは、測量の基準とするために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果を有するものをいう。</p> <p>4 「既知点」とは、既設の基準点（以下「既設点」という。）であって、基準点測量の実施に際してその成果が与件として用いられるものをいう。</p> <p>5 「改測点」とは、基準点測量により改測される既設点であって、既知点以外のものをいう。</p> <p>6 「新点」とは、基準点測量により新設される基準点（以下「新設点」という。）及び改測点をいう。</p> <p>7 「PCV補正」とは、GNSSアンテナの受信位置の変化量についてパラメータを用いて補正することをいう。</p>	表現の適正化																				
<p>(基準点測量の区分)</p> <p><b>第19条</b> 基準点測量は、水準測量を除く狭義の基準点測量（以下「基準点測量」という。）及び水準測量に区分するものとする。また、水準測量は、レベル等による水準測量及びGNSS測量機による水準測量に区分するものとする。</p> <p>2 基準点は、基準点測量によって設置される狭義の基準点（以下「基準点」という。）及び水準測量によって設置される水準点に区分するものとする。</p>	<p>(基準点測量の区分)</p> <p><b>第19条</b> 基準点測量は、水準測量を除く狭義の基準点測量（以下「基準点測量」という。）及び水準測量に区分するものとする。また、水準測量は、レベル等による水準測量及びGNSS測量機による水準測量に区分するものとする。</p> <p>2 基準点は、基準点測量によって設置される狭義の基準点（以下「基準点」という。）及び水準測量によって設置される水準点に区分するものとする。</p>																					
<b>第2節 製品仕様書の記載事項</b>	<b>第2節 製品仕様書の記載事項</b>																					
<p>(製品仕様書)</p> <p><b>第20条</b> 製品仕様書は当該基準点測量又は水準測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p>	<p>(製品仕様書)</p> <p><b>第20条</b> 製品仕様書は当該基準点測量又は水準測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p>																					
<b>第2章 基準点測量</b>	<b>第2章 基準点測量</b>																					
<b>第1節 要旨</b>	<b>第1節 要旨</b>																					
<p>(要旨)</p> <p><b>第21条</b> 「基準点測量」とは、既知点に基づき、新点である基準点の位置を定める作業をいう。</p> <p>2 基準点測量は、既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離に応じて、1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量に区分するものとする。</p> <p>3 1級基準点測量により設置される基準点を1級基準点、2級基準点測量により設置される基準点を2級基準点、3級基準点測量により設置される基準点を<u>3級基準点</u>、<u>4級基準点測量</u>により設置される基準点を4級基準点という。</p> <p>4 「GNSS」とは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称をいい、GPS、準天頂衛星システム、GLONASS、Galileo等の衛星測位システムがある。GNSS測量においては、GPS、準天頂衛星システム及びGLONASSを適用する。<u>ただし</u>、準天頂衛星は、GPS衛星と同等の衛星として扱うことができるものとし、これらの衛星をGPS・準天頂衛星と表記する。</p>	<p>(要旨)</p> <p><b>第21条</b> 「基準点測量」とは、既知点に基づき、新点である基準点の位置を定める作業をいう。</p> <p>2 基準点測量は、既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離に応じて、1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量に区分するものとする。</p> <p>3 1級基準点測量により設置される基準点を1級基準点、2級基準点測量により設置される基準点を2級基準点、3級基準点測量により設置される基準点を<u>3級基準点及び4級基準点測量</u>により設置される基準点を4級基準点という。</p> <p>4 「GNSS」とは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称をいい、GPS、準天頂衛星システム、GLONASS、Galileo等の衛星測位システムがある。GNSS測量においては、GPS、準天頂衛星システム及びGLONASSを適用する。<u>なお</u>、準天頂衛星は、GPS衛星と同等の衛星として扱うことができるものとし、これらの衛星をGPS・準天頂衛星と表記する。</p>	表現の適正化  変更																				
<p>(既知点の種類等)</p> <p><b>第22条</b> 前条第2項に規定する基準点測量の各区分における既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="139 1858 1305 1936"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項 目</td> <td style="text-align: center;">1級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">2級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">3級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">4級基準点測量</td> </tr> </table>	区 分					項 目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	<p>(既知点の種類等)</p> <p><b>第22条</b> 前条第2項に規定する基準点測量の各区分における既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1475 1858 2641 1936"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項 目</td> <td style="text-align: center;">1級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">2級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">3級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">4級基準点測量</td> </tr> </table>	区 分					項 目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	
区 分																						
項 目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																		
区 分																						
項 目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																		

改正案					現行（令和2年3月31日一部改正）					コメント
既知点の種類	電子基準点 一～四等三角点 1級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～3級基準点	既知点の種類	電子基準点 一～四等三角点 1級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～3級基準点	追加
既知点間距離 (m)	4,000	2,000	1,500	500	既知点間距離 (m)	4,000	2,000	1,500	500	
新点間距離 (m)	1,000	500	200	50	新点間距離 (m)	1,000	500	200	50	
<p>2 基本測量又は前項の区分によらない公共測量により設置した既設点を既知点として用いる場合は、当該既設点を設置した測量が前項のどの区分に相当するかを特定の上、前項の規定に従い使用することができる。</p> <p>3 1級基準点測量、<u>2級基準点測量及び3級基準点測量</u>においては、既知点を電子基準点（付属標を除く。以下同じ。）のみとすることができる。この場合、既知点間の距離の制限は適用しない。ただし、既知点とする電子基準点は、作業地域近傍のものを使用するものとする。</p> <p>4 3級基準点測量及び4級基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、この場合においては、使用する既知点数の2分の1以下とする。</p>					<p>2 基本測量又は前項の区分によらない公共測量により設置した既設点を既知点として用いる場合は、当該既設点を設置した測量が前項のどの区分に相当するかを特定の上、前項の規定に従い使用することができる。</p> <p>3 1級基準点測量及び<u>2級基準点測量</u>においては、既知点を電子基準点（付属標を除く。以下同じ。）のみとすることができる。この場合、既知点間の距離の制限は適用しない。ただし、既知点とする電子基準点は、作業地域近傍のものを使用するものとする。</p> <p>4 3級基準点測量及び4級基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、この場合においては、使用する既知点数の2分の1以下とする。</p>					

(基準点測量の方式)

第23条 基準点測量は、次の方式を標準とする。

- 一 1級基準点測量及び2級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。ただし、やむを得ない場合に限り単路線方式により行うことができる。
- 二 3級基準点測量及び4級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。

2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。

項目		区分			
		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角方式	1個の多角網における既知点数	2 + $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上	
		電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。		――	
	単位多角形の辺数	10辺以下	12辺以下	――	――
	路線の辺数	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下 (15辺以下)
		伐採樹木及び地形の状況等によっては、計画機関の承認を得て辺数を増やすことができる。			
	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上
	路線長	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下 (700m以下)
		GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		<u>電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</u>	
	偏心距離の制限	S/e ≥ 6 S:測点間距離 e:偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。			
	路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同左 50°以下	同左 60°以上
平均次数	――	――	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。		
備考	1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び <u>1～3級基準点並びに電子基準点</u> を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。				

3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。

(基準点測量の方式)

第23条 基準点測量は、次の方式を標準とする。

- 一 1級基準点測量及び2級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。
- 二 3級基準点測量及び4級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。

2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。

項目		区分			
		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角方式	1個の多角網における既知点数	2 + $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上	
		電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。		――	――
	単位多角形の辺数	10辺以下	12辺以下	――	――
	路線の辺数	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下 (15辺以下)
		伐採樹木及び地形の状況等によっては、計画機関の承認を得て辺数を増やすことができる。			
	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上
	路線長	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下 (700m以下)
		GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		――	
	偏心距離の制限	S/e ≥ 6 S:測点間距離 e:偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。			
	路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同左 50°以下	同左 60°以上
平均次数	――	――	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。		
備考	1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点、 <u>1級基準点、2級基準点や電子基準点</u> を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。				

3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。

追加

変更

変更

変更

改正案					現行（令和2年3月31日一部改正）					コメント		
区分		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	区分		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	
項目		既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。				項目		既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。				
単路線方式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。				方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。				変更	
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下 (20辺以下)	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下 (20辺以下)		
	新点の数	2点以下	3点以下	——	——	新点の数	2点以下	3点以下	——	——		
	路線長	5km以下	3km以下	1.5km以下	700m以下 (1km以下)	路線長	5km以下	3km以下	1.5km以下	700m以下 (1km以下)		
		<u>電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</u>				<u>電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</u>						
路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同左 50°以下		路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同左 50°以下				
準用規定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数の制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の路線長の制限緩和は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。				準用規定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数の制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の路線長の制限緩和は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。						
備考	4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。				備考	1. 1級基準点測量、2級基準点測量は、 <u>やむを得ない場合に限り単路線方式により行うことができる。</u> 2. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点、1級基準点、2級基準点や電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。				削除 番号削除 変更		
<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p>第24条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <p>一 作業計画</p> <p>二 選点</p> <p>三 測量標の設置</p> <p>四 観測</p> <p>五 計算</p> <p>六 品質評価</p> <p>七 成果等の整理</p>					<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p>第24条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <p>一 作業計画</p> <p>二 選点</p> <p>三 測量標の設置</p> <p>四 観測</p> <p>五 計算</p> <p>六 品質評価</p> <p>七 成果等の整理</p>							
<b>第2節 作業計画</b>					<b>第2節 作業計画</b>							
<p>（要旨）</p> <p>第25条 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。</p>					<p>（要旨）</p> <p>第25条 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。</p>							
<b>第3節 選点</b>					<b>第3節 選点</b>							
<p>（要旨）</p> <p>第26条 <u>この章</u>において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点（電子基準点を除く。）の現況を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。</p>					<p>（要旨）</p> <p>第26条 <u>本章</u>において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点（電子基準点を除く。）の現況を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。</p>					表現の適正化		
<p>（既知点の現況調査）</p> <p>第27条 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。</p>					<p>（既知点の現況調査）</p> <p>第27条 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。</p>							
<p>（新点の選定）</p>					<p>（新点の選定）</p>							

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																								
<p><b>第28条</b> 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。</p> <p>（建標承諾書等）</p> <p><b>第29条</b> 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第28条</b> 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。</p> <p>（建標承諾書等）</p> <p><b>第29条</b> 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。</p>																																									
<p>（選点図及び平均図の作成）</p> <p><b>第30条</b> 新点の位置を選定したときは、その位置及び視通線等を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。</p> <p>2 平均図は、選点図に基づいて作成し、計画機関の承認を得るものとする。</p>	<p>（選点図及び平均図の作成）</p> <p><b>第30条</b> 新点の位置を選定したときは、その位置及び視通線等を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。</p> <p>2 平均図は、選点図に基づいて作成し、計画機関の承認を得るものとする。</p>																																									
<p><b>第4節 測量標の設置</b></p>	<p><b>第4節 測量標の設置</b></p>																																									
<p>（要旨）</p> <p><b>第31条</b> <u>この章</u>において「測量標の設置」とは、新設点の位置に永久標識等を設ける作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p><b>第31条</b> <u>本章</u>において「測量標の設置」とは、新設点の位置に永久標識等を設ける作業をいう。</p>	表現の適正化																																								
<p>（永久標識等の設置）</p> <p><b>第32条</b> 新設点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書（法第39条で読み替える法第21条第1項に基づき通知する文書をいう。以下同じ。）を作成するものとする。</p> <p>2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。</p> <p>3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。</p> <p>4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p> <p>5 3級基準点及び4級基準点には、標杭又は標<sup>ぐい</sup>鉾<sup>びょう</sup>を用いることができる。</p>	<p>（永久標識等の設置）</p> <p><b>第32条</b> 新設点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書（法第39条で読み替える法第21条第1項に基づき通知する文書をいう。以下同じ。）を作成するものとする。</p> <p>2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。</p> <p>3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。</p> <p>4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p> <p>5 3級基準点及び4級基準点には、標杭又は標<sup>ぐい</sup>鉾<sup>びょう</sup>を用いることができる。</p>																																									
<p>（点の記の作成）</p> <p><b>第33条</b> 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。</p> <p>2 電子基準点のみを既知点として設置した永久標識は、点の記の備考欄に「電子基準点のみを既知点とした基準点」と記入するものとする。</p>	<p>（点の記の作成）</p> <p><b>第33条</b> 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。</p> <p>2 電子基準点のみを既知点として設置した永久標識は、点の記の備考欄に「電子基準点のみを既知点とした基準点」と記入するものとする。</p>																																									
<p><b>第5節 観測</b></p>	<p><b>第5節 観測</b></p>																																									
<p>（要旨）</p> <p><b>第34条</b> <u>この章</u>において「観測」とは、平均図等に基づき、トータルステーション（データコレクタを含む。以下「TS」という。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）を用いて、関係点間の水平角、鉛直角、距離等を観測する作業（以下「TS等観測」という。）及びGNSS測量機を用いて、GNSS衛星からの電波を受信し、位相データ等を記録する作業（以下「GNSS観測」という。）をいう。</p> <p>2 観測は、TS等及びGNSS測量機を併用することができる。</p> <p>3 観測に当たっては、必要に応じ、測標水準測量を行うものとする。</p>	<p>（要旨）</p> <p><b>第34条</b> <u>本章</u>において「観測」とは、平均図等に基づき、トータルステーション（データコレクタを含む。以下「TS」という。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）を用いて、関係点間の水平角、鉛直角、距離等を観測する作業（以下「TS等観測」という。）及びGNSS測量機を用いて、GNSS衛星からの電波を受信し、位相データ等を記録する作業（以下「GNSS観測」という。）をいう。</p> <p>2 観測は、TS等及びGNSS測量機を併用することができる。</p> <p>3 観測に当たっては、必要に応じ、測標水準測量を行うものとする。</p>	表現の適正化																																								
<p>（機器）</p> <p><b>第35条</b> 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1455 1210 1934"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>性 能</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級トータルステーション</td> <td rowspan="8">別表1による</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>2級トータルステーション</td> <td>2～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td>4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>1級GNSS測量機</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>1級セオドライト</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>2級セオドライト</td> <td>2～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>3級セオドライト</td> <td>4級基準点測量</td> </tr> </tbody> </table>	機 器	性 能	摘 要	1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量	2級トータルステーション	2～4級基準点測量	3級トータルステーション	4級基準点測量	1級GNSS測量機	1～4級基準点測量	2級GNSS測量機	1～4級基準点測量	1級セオドライト	1～4級基準点測量	2級セオドライト	2～4級基準点測量	3級セオドライト	4級基準点測量	<p>（機器）</p> <p><b>第35条</b> 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1570 1455 2549 1934"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>性 能</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級トータルステーション</td> <td rowspan="8">別表1による</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>2級トータルステーション</td> <td>2～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td>4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>1級GNSS測量機</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>1級セオドライト</td> <td>1～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>2級セオドライト</td> <td>2～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>3級セオドライト</td> <td>4級基準点測量</td> </tr> </tbody> </table>	機 器	性 能	摘 要	1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量	2級トータルステーション	2～4級基準点測量	3級トータルステーション	4級基準点測量	1級GNSS測量機	1～4級基準点測量	2級GNSS測量機	1～4級基準点測量	1級セオドライト	1～4級基準点測量	2級セオドライト	2～4級基準点測量	3級セオドライト	4級基準点測量	
機 器	性 能	摘 要																																								
1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量																																								
2級トータルステーション		2～4級基準点測量																																								
3級トータルステーション		4級基準点測量																																								
1級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																								
2級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																								
1級セオドライト		1～4級基準点測量																																								
2級セオドライト		2～4級基準点測量																																								
3級セオドライト		4級基準点測量																																								
機 器	性 能	摘 要																																								
1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量																																								
2級トータルステーション		2～4級基準点測量																																								
3級トータルステーション		4級基準点測量																																								
1級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																								
2級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																								
1級セオドライト		1～4級基準点測量																																								
2級セオドライト		2～4級基準点測量																																								
3級セオドライト		4級基準点測量																																								

改正案						現行（令和2年3月31日一部改正）						コメント			
測距儀				1～4級基準点測量		測距儀				1～4級基準点測量					
3級レベル				測標水準測量		3級レベル				測標水準測量					
2級標尺				測標水準測量		2級標尺				測標水準測量					
鋼巻尺		JIS 1級		—		鋼巻尺		JIS 1級		—					
<p>2 4級基準点測量において、第23条第2項の路線の辺数15辺以下、路線長700メートル以下又は同条第3項の路線の辺数20辺以下、路線長1キロメートル以下を適用する場合は、前項の規定によらず、次のいずれかの機器を使用して行うものとする。</p> <p>一 2級以上の性能を有するTS</p> <p>二 2級以上の性能を有するGNSS測量機</p> <p>三 2級以上の性能を有するセオドライト及び測距儀</p>						<p>2 4級基準点測量において、第23条第2項の路線の辺数15辺以下、路線長700メートル以下又は同条第3項の路線の辺数20辺以下、路線長1キロメートル以下を適用する場合は、前項の規定によらず、次のいずれかの機器を使用して行うものとする。</p> <p>一 2級以上の性能を有するTS</p> <p>二 2級以上の性能を有するGNSS測量機</p> <p>三 2級以上の性能を有するセオドライト及び測距儀</p>									
<p><b>（機器の点検及び調整）</b></p> <p><b>第36条</b> 観測に使用する機器の点検は、観測着手前及び観測期間中に適宜行い、必要に応じて機器の調整を行うものとする。</p>						<p><b>（機器の点検及び調整）</b></p> <p><b>第36条</b> 観測に使用する機器の点検は、観測着手前及び観測期間中に適宜行い、必要に応じて機器の調整を行うものとする。</p>									
<p><b>（観測の実施）</b></p> <p><b>第37条</b> 観測に当たり、計画機関の承認を得た平均図に基づき、観測図を作成するものとする。</p> <p>2 観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 TS等観測の方法は、次表のとおりとする。ただし、水平角観測において、目盛変更が不可能な機器は、1対回の繰り返し観測を行うものとする。</p>						<p><b>（観測の実施）</b></p> <p><b>第37条</b> 観測に当たり、計画機関の承認を得た平均図に基づき、観測図を作成するものとする。</p> <p>2 観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 TS等観測の方法は、次表のとおりとする。ただし、水平角観測において、目盛変更が不可能な機器は、1対回の繰り返し観測を行うものとする。</p>									
区分		2級基準点測量		3級基準点測量		4級基準点測量		区分		2級基準点測量		3級基準点測量		4級基準点測量	
項目		1級基準点測量	1級トータルステーション、 1級セオドライト	2級トータルステーション、 2級セオドライト	3級基準点測量	4級基準点測量	項目	1級基準点測量	1級トータルステーション、 1級セオドライト	2級トータルステーション、 2級セオドライト	3級基準点測量	4級基準点測量			
水平角観測	読定単位	1"	1"	10"	10"	20"	水平角観測	読定単位	1"	1"	10"	10"	20"		
	対回数	2	2	3	2	2		対回数	2	2	3	2	2		
	水平目盛位置	0°、90°	0°、90°	0°、60°、 120°	0°、90°	0°、90°		水平目盛位置	0°、90°	0°、90°	0°、60°、 120°	0°、90°	0°、90°		
鉛直角観測	読定単位	1"	1"	10"	10"	20"	鉛直角観測	読定単位	1"	1"	10"	10"	20"		
	対回数	1	1	1	1	1		対回数	1	1	1	1	1		
距離測定	読定単位	1mm	1mm	1mm	1mm	1mm	距離測定	読定単位	1mm	1mm	1mm	1mm	1mm		
	セット数	2	2	2	2	2		セット数	2	2	2	2	2		
<p>イ 器械高、反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。</p> <p>ロ TSを使用する場合は、水平角観測、鉛直角観測及び距離測定は、1視準で同時に行うことを原則とするものとする。</p> <p>ハ 水平角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。</p> <p>ニ 鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。</p> <p>ホ 距離測定は、1視準2読定を1セットとする。</p> <p>ヘ 距離測定の気象補正に使用する気温及び気圧の測定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) TS又は測距儀を整置した観測点で行うものとする。ただし、3級基準点測量及び4級基準点測量においては、気圧の測定を行わず、標準大気圧を用いて気象補正を行うことができる。</p>						<p>イ 器械高、反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。</p> <p>ロ TSを使用する場合は、水平角観測、鉛直角観測及び距離測定は、1視準で同時に行うことを原則とするものとする。</p> <p>ハ 水平角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。</p> <p>ニ 鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。</p> <p>ホ 距離測定は、1視準2読定を1セットとする。</p> <p>ヘ 距離測定の気象補正に使用する気温及び気圧の測定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) TS又は測距儀を整置した測点（以下「観測点」という。）で行うものとする。ただし、3級基準点測量及び4級基準点測量においては、気圧の測定を行わず、標準大気圧を用いて気象補正を行うこと</p>									

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																																														
<p>(2) 気温及び気圧の測定は、距離測定の開始直前又は終了直後に行うものとする。</p> <p>(3) 観測点と反射鏡を整置した<u>反射点</u>の標高差が400メートル以上のときは、観測点及び反射点の気温及び気圧を測定するものとする。ただし、反射点の気温及び気圧は、計算により求めることができる。</p> <p>ト 水平角観測において、対回内の観測方向数は、5方向以下とする。</p> <p>チ 観測値の記録は、データコレクタを用いるものとする。ただし、データコレクタを用いない場合は、観測手簿に記載するものとする。</p> <p>リ TSを使用した場合で、水平角観測の必要対回数に合わせ、取得された鉛直角観測値及び距離測定値は、全て採用し、その平均値を用いることができる。</p> <p>ニ GNSS観測は、次により行うものとする。</p> <p>イ 観測距離が10キロメートル以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。ただし、2級GNSS測量機を使用する場合には、観測距離を10キロメートル未満になるよう節点を設け行うことができる。</p> <p>ロ 観測距離が10キロメートル未満の観測は、2級以上の性能を有するGNSS測量機により1周波で行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で行うことができる。</p> <p>ハ GNSS観測の方法は、次表を標準とする。</p>	<p>ができる。</p> <p>(2) 気温及び気圧の測定は、距離測定の開始直前又は終了直後に行うものとする。</p> <p>(3) 観測点と反射鏡を整置した<u>測点</u>（以下「<u>反射点</u>」という。）の標高差が400メートル以上のときは、観測点及び反射点の気温及び気圧を測定するものとする。ただし、反射点の気温及び気圧は、計算により求めることができる。</p> <p>ト 水平角観測において、対回内の観測方向数は、5方向以下とする。</p> <p>チ 観測値の記録は、データコレクタを用いるものとする。ただし、データコレクタを用いない場合は、観測手簿に記載するものとする。</p> <p>リ TSを使用した場合で、水平角観測の必要対回数に合わせ、取得された鉛直角観測値及び距離測定値は、全て採用し、その平均値を用いることができる。</p> <p>ニ GNSS観測は、次により行うものとする。</p> <p>イ 観測距離が10キロメートル以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。ただし、2級GNSS測量機を使用する場合には、観測距離を10キロメートル未満になるよう節点を設け行うことができる。</p> <p>ロ 観測距離が10キロメートル未満の観測は、2級以上の性能を有するGNSS測量機により1周波で行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で行うことができる。</p> <p>ハ GNSS観測の方法は、次表を標準とする。</p>	<p>表現の適正化</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>観測方法</th> <th>観測時間</th> <th>データ取得間隔</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スタティック法</td> <td>120分以上</td> <td>30秒以下</td> <td><u>1～3級基準点測量(10km以上)</u></td> </tr> <tr> <td>60分以上</td> <td>30秒以下</td> <td><u>1～3級基準点測量(10km未満)</u> 4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>短縮スタティック法</td> <td>20分以上</td> <td>15秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>キネマティック法</td> <td>10秒以上※1</td> <td>5秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>RTK法 ※3</td> <td>10秒以上※2</td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク型RTK法 ※3</td> <td>10秒以上※2</td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">           ※1 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。            ※2 FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。            ※3 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。         </td> </tr> </tbody> </table>	観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要	スタティック法	120分以上	30秒以下	<u>1～3級基準点測量(10km以上)</u>	60分以上	30秒以下	<u>1～3級基準点測量(10km未満)</u> 4級基準点測量	短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量	キネマティック法	10秒以上※1	5秒以下	3～4級基準点測量	RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量	ネットワーク型RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量	備考	※1 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※2 FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※3 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>観測方法</th> <th>観測時間</th> <th>データ取得間隔</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スタティック法</td> <td>120分以上</td> <td>30秒以下</td> <td><u>1～2級基準点測量(10km以上)</u></td> </tr> <tr> <td>60分以上</td> <td>30秒以下</td> <td><u>1～2級基準点測量(10km未満)</u> <u>3～4級基準点測量</u></td> </tr> <tr> <td>短縮スタティック法</td> <td>20分以上</td> <td>15秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>キネマティック法</td> <td>10秒以上※1</td> <td>5秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>RTK法 ※3</td> <td>10秒以上※2</td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク型RTK法 ※3</td> <td>10秒以上※2</td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">           ※1 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。            ※2 FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。            ※3 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。         </td> </tr> </tbody> </table>	観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要	スタティック法	120分以上	30秒以下	<u>1～2級基準点測量(10km以上)</u>	60分以上	30秒以下	<u>1～2級基準点測量(10km未満)</u> <u>3～4級基準点測量</u>	短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量	キネマティック法	10秒以上※1	5秒以下	3～4級基準点測量	RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量	ネットワーク型RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量	備考	※1 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※2 FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※3 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。			<p>追加</p>
観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要																																																													
スタティック法	120分以上	30秒以下	<u>1～3級基準点測量(10km以上)</u>																																																													
	60分以上	30秒以下	<u>1～3級基準点測量(10km未満)</u> 4級基準点測量																																																													
短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量																																																													
キネマティック法	10秒以上※1	5秒以下	3～4級基準点測量																																																													
RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量																																																													
ネットワーク型RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量																																																													
備考	※1 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※2 FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※3 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。																																																															
観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要																																																													
スタティック法	120分以上	30秒以下	<u>1～2級基準点測量(10km以上)</u>																																																													
	60分以上	30秒以下	<u>1～2級基準点測量(10km未満)</u> <u>3～4級基準点測量</u>																																																													
短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量																																																													
キネマティック法	10秒以上※1	5秒以下	3～4級基準点測量																																																													
RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量																																																													
ネットワーク型RTK法 ※3	10秒以上※2	1秒	3～4級基準点測量																																																													
備考	※1 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※2 FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※3 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。																																																															
<p>ニ 観測方法による使用衛星数は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">GNSS衛星の組合せ</th> <th colspan="2">観測方法</th> </tr> <tr> <th>スタティック法</th> <th>短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GPS・準天頂衛星</td> <td>4衛星以上</td> <td>5衛星以上</td> </tr> <tr> <td>GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星</td> <td>5衛星以上</td> <td>6衛星以上</td> </tr> </tbody> </table>	GNSS衛星の組合せ	観測方法		スタティック法	短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法	GPS・準天頂衛星	4衛星以上	5衛星以上	GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星	5衛星以上	6衛星以上	<p>ニ 観測方法による使用衛星数は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">GNSS衛星の組合せ</th> <th colspan="2">観測方法</th> </tr> <tr> <th>スタティック法</th> <th>短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GPS・準天頂衛星</td> <td>4衛星以上</td> <td>5衛星以上</td> </tr> <tr> <td>GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星</td> <td>5衛星以上</td> <td>6衛星以上</td> </tr> </tbody> </table>	GNSS衛星の組合せ	観測方法		スタティック法	短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法	GPS・準天頂衛星	4衛星以上	5衛星以上	GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星	5衛星以上	6衛星以上																																									
GNSS衛星の組合せ		観測方法																																																														
	スタティック法	短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法																																																														
GPS・準天頂衛星	4衛星以上	5衛星以上																																																														
GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星	5衛星以上	6衛星以上																																																														
GNSS衛星の組合せ	観測方法																																																															
	スタティック法	短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法																																																														
GPS・準天頂衛星	4衛星以上	5衛星以上																																																														
GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星	5衛星以上	6衛星以上																																																														



改正案		現行（令和2年3月31日一部改正）		コメント
備考	<p>1. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>2. スタティック法による10km以上の観測では、GPS・準天頂衛星を用いて観測する場合は5衛星以上とし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を用いて観測する場合は6衛星以上とする。</p>	備考	<p>1. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>2. スタティック法による10km以上の観測では、GPS・準天頂衛星を用いて観測する場合は5衛星以上とし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を用いて観測する場合は6衛星以上とする。</p>	
ホ	アンテナ高は、ミリメートル位まで測定するものとする。	ホ	アンテナ高は、ミリメートル位まで測定するものとする。	
ヘ	標高の取付観測において、距離が500メートル以下の場合、 <sup>だ</sup> 楕円体高の差を高低差として使用できる。	ヘ	標高の取付観測において、距離が500メートル以下の場合、 <sup>だ</sup> 楕円体高の差を高低差として使用できる。	
ト	GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。	ト	GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。	
チ	GNSS衛星の最低高度角は15度を標準とする。	チ	GNSS衛星の最低高度角は15度を標準とする。	
リ	<p>スタティック法及び短縮スタティック法については、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) スタティック法は、複数の観測点にGNSS測量機を整置して、同時にGNSS衛星からの信号を受信し、それに基づく基線解析により、観測点間の基線ベクトルを求める観測方法である。</p> <p>(2) <u>短縮スタティック法は、スタティック法のうち、基線解析において衛星の組合せを多数作るなどの処理を行うことで、観測時間を短縮したものである。</u></p> <p>(3) 観測図の作成は、同時に複数のGNSS測量機を用いて行う観測（以下「セッション」という。）計画を記入するものとする。</p> <p>(4) 電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測は、既知点及び新点を結合する多角路線が閉じた多角形となるように形成させ、次のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(i) 異なるセッションの<u>組合せ</u>による点検のための多角形を形成し、観測を行う。</p> <p>(ii) 異なるセッションによる点検のため、1辺以上の重複観測を行う。</p> <p>(5) 電子基準点のみを既知点とする場合の観測は、使用する全ての電子基準点で他の1つ以上の電子基準点と結合する路線を形成させ、行うものとする。電子基準点間の結合の点検路線に含まれないセッションについては(4)の(i)又は(ii)によるものとする。</p> <p>(6) スタティック法及び短縮スタティック法におけるアンテナ高の測定は、GNSSアンテナ底面までとする。<u>ただし</u>、アンテナ高は標識上面からGNSSアンテナ底面までの距離を垂直に測定することを標準とする。</p>	<p>スタティック法及び短縮スタティック法については、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) スタティック法は、複数の観測点にGNSS測量機を整置して、同時にGNSS衛星からの信号を受信し、それに基づく基線解析により、観測点間の基線ベクトルを求める観測方法である。</p> <p>(2) <u>短縮スタティック法は、複数の観測点にGNSS測量機を整置して、同時にGNSS衛星からの信号を受信し、観測時間を短縮するため、基線解析において衛星の組合せを多数作るなどの処理を行い、観測点間の基線ベクトルを求める観測方法である。</u></p> <p>(3) 観測図の作成は、同時に複数のGNSS測量機を用いて行う観測（以下「セッション」という。）計画を記入するものとする。</p> <p>(4) 電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測は、既知点及び新点を結合する多角路線が閉じた多角形となるように形成させ、次のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(i) 異なるセッションの<u>組み合わせ</u>による点検のための多角形を形成し、観測を行う。</p> <p>(ii) 異なるセッションによる点検のため、1辺以上の重複観測を行う。</p> <p>(5) 電子基準点のみを既知点とする場合の観測は、使用する全ての電子基準点で他の1つ以上の電子基準点と結合する路線を形成させ、行うものとする。電子基準点間の結合の点検路線に含まれないセッションについては(4)の(i)又は(ii)によるものとする。</p> <p>(6) スタティック法及び短縮スタティック法におけるアンテナ高の測定は、GNSSアンテナ底面までとする。<u>なお</u>、アンテナ高は標識上面からGNSSアンテナ底面までの距離を垂直に測定することを標準とする。</p>	表現の適正化	
ヌ	<p>キネマティック法は、基準となるGNSS測量機を整置する観測点（以下「固定局」という。）及び移動する観測点（以下「移動局」という。）で、同時にGNSS衛星からの信号を受信して初期化（整数値バイアスの決定）などに必要な観測を行う。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して観測を行い、それに基づき固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。<u>ただし</u>、初期化及び基線解析は、観測終了後に<u>行うものとする</u>。</p>	ヌ	<p>キネマティック法は、基準となるGNSS測量機を整置する観測点（以下「固定局」という。）及び移動する観測点（以下「移動局」という。）で、同時にGNSS衛星からの信号を受信して初期化（整数値バイアスの決定）などに必要な観測を行う。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して観測を行い、それに基づき固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。<u>なお</u>、初期化及び基線解析は、観測終了後に<u>行う</u>。</p>	表現の適正化
ル	<p>RTK法は、固定局及び移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、固定局で取得した信号を、無線装置等を用いて移動局に転送し、移動局側において即時に基線解析を行うことで、固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して、固定局と移動局の間の基線ベクトルを即時に求める観測方法である。<u>ただし</u>、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は<u>間接観測法によるものとする</u>。</p> <p>(1) 直接観測法は、固定局及び移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、基線解析により固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。直接観測法による観測距離は、500メートル以内を標準とする。</p> <p>(2) 間接観測法は、固定局及び2か所以上の移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、基線解析により得られた2つの基線ベクトルの差を用いて移動局間の基線ベクトルを求める観測方法である。間接観測法による固定局と移動局の間の距離は10キロメートル以内とし、間接的に求める移動局間の距離は500メートル以内を標準とする。</p>	ル	<p>RTK法は、固定局及び移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、固定局で取得した信号を、無線装置等を用いて移動局に転送し、移動局側において即時に基線解析を行うことで、固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して、固定局と移動局の間の基線ベクトルを即時に求める観測方法である。<u>なお</u>、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は<u>間接観測法による</u>。</p> <p>(1) 直接観測法は、固定局及び移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、基線解析により固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。直接観測法による観測距離は、500メートル以内を標準とする。</p> <p>(2) 間接観測法は、固定局及び2か所以上の移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、基線解析により得られた2つの基線ベクトルの差を用いて移動局間の基線ベクトルを求める観測方法である。間接観測法による固定局と移動局の間の距離は10キロメートル以内とし、間接的に求める移動局間の距離は500メートル以内を標準とする。</p>	表現の適正化
ヲ	<p>ネットワーク型RTK法は、位置情報サービス事業者（国土地理院の電子基準点網の観測データ配信を<u>受け、かつ</u>、3点以上の電子基準点を基に、測量に利用できる形式でデータを<u>提供</u>している者をいう。以下</p>	ヲ	<p>ネットワーク型RTK法は、位置情報サービス事業者（国土地理院の電子基準点網の観測データ配信を<u>受けている者、又は</u>3点以上の電子基準点を基に、測量に利用できる形式でデータを<u>配信</u>している者をい</p>	表現の適正化

改正案							現行（令和2年3月31日一部改正）							コメント																																																																						
<p>同じ。)で算出された補正データ等又は面補正パラメータを、携帯電話等の通信回線を介して移動局で受信すると同時に、移動局でGNSS衛星からの信号を受信し、移動局側において即時に解析処理を行って位置を求める。その後、複数の観測点に次々と移動して移動局の位置を即時に求める観測方法である。観測終了後に位置情報サービス事業者から補正データ等又は面補正パラメータを取得することで、後処理により解析処理を行うことができるものとする。<u>ただし、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は間接観測法によるものとする。</u></p> <p>(1) 直接観測法は、位置情報サービス事業者で算出された移動局近傍の任意地点の補正データ等と移動局の観測データを用いて、基線解析により基線ベクトルを求める観測方法である。</p> <p>(2) 間接観測法は、次の方式により基線ベクトルを求める観測方法である。</p> <p>(i) 2台同時観測方式による間接観測法は、2か所の移動局で同時観測を行い、得られたそれぞれの三次元直交座標の差から移動局間の基線ベクトルを求める。</p> <p>(ii) 1台準同時観測方式による間接観測法は、移動局で得られた<u>三次元直交座標と、その後速やかに移動局を他の観測点に移動して観測を行い得られた三次元直交座標の差から</u>、移動局間の基線ベクトルを求める。<u>この一連の観測は、速やかに行うとともに、必ず往復観測（同方向の観測も可）を行い、重複による基線ベクトルの点検を実施する。</u></p> <p>三 測標水準測量は、次のいずれかの方式により行うものとする。</p> <p>イ 直接水準測量は、4級水準測量に準じて行うものとする。</p> <p>ロ 間接水準測量は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 器械高、反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。</p> <p>(2) 間接水準測量区間の一端に2つの固定点を設け、鉛直角観測及び距離測定を行うものとする。</p> <p>(3) 間接水準測量における環の閉合差の許容範囲は、3センチメートルに観測距離（キロメートル単位とする。）を乗じたものとする。ただし、観測距離が<u>1キロメートル未満の場合</u>の許容範囲は3センチメートルとする。</p> <p>(4) 鉛直角観測及び距離測定は、距離が500メートル以上のときは1級基準点測量、距離が500メートル未満のときは2級基準点測量に準じて行うものとする。ただし、鉛直角観測は3対回とし、できるだけ正方向及び反方向の同時観測を行うものとする。</p> <p>(5) 間接水準測量区間の距離は、2キロメートル以下とする。</p>							<p>う。以下同じ。)で算出された補正データ等又は面補正パラメータを、携帯電話等の通信回線を介して移動局で受信すると同時に、移動局でGNSS衛星からの信号を受信し、移動局側において即時に解析処理を行って位置を求める。その後、複数の観測点に次々と移動して移動局の位置を即時に求める観測方法である。観測終了後に位置情報サービス事業者から補正データ等又は面補正パラメータを取得することで、後処理により解析処理を行うことができるものとする。<u>なお、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は間接観測法による。</u></p> <p>(1) 直接観測法は、位置情報サービス事業者で算出された移動局近傍の任意地点の補正データ等と移動局の観測データを用いて、基線解析により基線ベクトルを求める観測方法である。</p> <p>(2) 間接観測法は、次の方式により基線ベクトルを求める観測方法である。</p> <p>(i) 2台同時観測方式による間接観測法は、2か所の移動局で同時観測を行い、得られたそれぞれの三次元直交座標の差から移動局間の基線ベクトルを求める。</p> <p>(ii) 1台準同時観測方式による間接観測法は、移動局で得られた<u>三次元直交座標とその後、速やかに移動局を他の観測点に移動して観測を行い、得られたそれぞれの三次元直交座標の差から</u>移動局間の基線ベクトルを求める。<u>なお、観測は、速やかに行うとともに、必ず往復観測（同方向の観測も可）を行い、重複による基線ベクトルの点検を実施する。</u></p> <p>三 測標水準測量は、次のいずれかの方式により行うものとする。</p> <p>イ 直接水準測量は、4級水準測量に準じて行うものとする。</p> <p>ロ 間接水準測量は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 器械高、反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。</p> <p>(2) 間接水準測量区間の一端に2つの固定点を設け、鉛直角観測及び距離測定を行うものとする。</p> <p>(3) 間接水準測量における環の閉合差の許容範囲は、3センチメートルに観測距離（キロメートル単位とする。）を乗じたものとする。ただし、観測距離が<u>1キロメートル未満における</u>許容範囲は3センチメートルとする。</p> <p>(4) 鉛直角観測及び距離測定は、距離が500メートル以上のときは1級基準点測量、距離が500メートル未満のときは2級基準点測量に準じて行うものとする。ただし、鉛直角観測は3対回とし、できるだけ正方向及び反方向の同時観測を行うものとする。</p> <p>(5) 間接水準測量区間の距離は、2キロメートル以下とする。</p>							表現の適正化																																																																						
<p>(観測値の点検及び再測)</p> <p>第38条 観測値について点検を行い、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。</p> <p>一 TS等による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 項目</th> <th rowspan="2">1級基準点測量</th> <th colspan="2">2級基準点測量</th> <th rowspan="2">3級基準点測量</th> <th rowspan="2">4級基準点測量</th> </tr> <tr> <th>1級トータルステーション、 1級セオドライト</th> <th>2級トータルステーション、 2級セオドライト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水平角観測</td> <td>倍角差</td> <td>15"</td> <td>20"</td> <td>30"</td> <td>30"</td> <td>60"</td> </tr> <tr> <td>観測差</td> <td>8"</td> <td>10"</td> <td>20"</td> <td>20"</td> <td>40"</td> </tr> <tr> <td>鉛直角観測</td> <td>高度定数の差</td> <td>10"</td> <td>15"</td> <td>30"</td> <td>30"</td> <td>60"</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>1セット内の測定値の較差</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> </tr> </tbody> </table>							区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量		3級基準点測量	4級基準点測量	1級トータルステーション、 1級セオドライト	2級トータルステーション、 2級セオドライト	水平角観測	倍角差	15"	20"	30"	30"	60"	観測差	8"	10"	20"	20"	40"	鉛直角観測	高度定数の差	10"	15"	30"	30"	60"	距離	1セット内の測定値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm	<p>(観測値の点検及び再測)</p> <p>第38条 観測値について点検を行い、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。</p> <p>一 TS等による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 項目</th> <th rowspan="2">1級基準点測量</th> <th colspan="2">2級基準点測量</th> <th rowspan="2">3級基準点測量</th> <th rowspan="2">4級基準点測量</th> </tr> <tr> <th>1級トータルステーション、 1級セオドライト</th> <th>2級トータルステーション、 2級セオドライト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水平角観測</td> <td>倍角差</td> <td>15"</td> <td>20"</td> <td>30"</td> <td>30"</td> <td>60"</td> </tr> <tr> <td>観測差</td> <td>8"</td> <td>10"</td> <td>20"</td> <td>20"</td> <td>40"</td> </tr> <tr> <td>鉛直角観測</td> <td>高度定数の差</td> <td>10"</td> <td>15"</td> <td>30"</td> <td>30"</td> <td>60"</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>1セット内の測定値の較差</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> </tr> </tbody> </table>							区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量		3級基準点測量	4級基準点測量	1級トータルステーション、 1級セオドライト	2級トータルステーション、 2級セオドライト	水平角観測	倍角差	15"	20"	30"	30"	60"	観測差	8"	10"	20"	20"	40"	鉛直角観測	高度定数の差	10"	15"	30"	30"	60"	距離	1セット内の測定値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm	表現の適正化
区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量		3級基準点測量	4級基準点測量																																																																															
		1級トータルステーション、 1級セオドライト	2級トータルステーション、 2級セオドライト																																																																																	
水平角観測	倍角差	15"	20"	30"	30"	60"																																																																														
	観測差	8"	10"	20"	20"	40"																																																																														
鉛直角観測	高度定数の差	10"	15"	30"	30"	60"																																																																														
距離	1セット内の測定値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm																																																																														
区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量		3級基準点測量	4級基準点測量																																																																															
		1級トータルステーション、 1級セオドライト	2級トータルステーション、 2級セオドライト																																																																																	
水平角観測	倍角差	15"	20"	30"	30"	60"																																																																														
	観測差	8"	10"	20"	20"	40"																																																																														
鉛直角観測	高度定数の差	10"	15"	30"	30"	60"																																																																														
距離	1セット内の測定値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm																																																																														

改正案							現行（令和2年3月31日一部改正）							コメント	
測定	各セットの 平均値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm	測定	各セットの 平均値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm		
測 標 水 準	往復観測値の 較 差	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	測 標 水 準	往復観測値の 較 差	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$		
備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。						備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。							
二 G N S S 観測による基線解析の結果はF I X解とする。							二 G N S S 観測による基線解析の結果はF I X解とする。								
<b>（偏心要素の測定）</b> 第39条 基準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、偏心要素を測定し、許容範囲を超えた場合は再測するものとする。 一 G N S S 観測において、偏心要素のための零方向の視通が確保できない場合は、方位点を設置することができる。 二 G N S S 観測における方位点の設置距離は200メートル以上とし、偏心距離の4倍以上を標準とする。 <u>ただし</u> 、観測は第37条第2項第二号の規定を準用する。 三 偏心角の測定は、次表を標準とする。							<b>（偏心要素の測定）</b> 第39条 基準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、偏心要素を測定し、許容範囲を超えた場合は再測するものとする。 一 G N S S 観測において、偏心要素のための零方向の視通が確保できない場合は、方位点を設置することができる。 二 G N S S 観測における方位点の設置距離は200メートル以上とし、偏心距離の4倍以上を標準とする。 <u>なお</u> 、観測は第37条第2項第二号の規定を準用する。 三 偏心角の測定は、次表を標準とする。							表現の適正化	
	偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲				偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲				
	30cm未満	偏心測定紙に方向線を引き、分度器によって偏心角を測定する。	1°	—				30cm未満	偏心測定紙に方向線を引き、分度器によって偏心角を測定する。	1°	—				
	30cm以上 2m未満	偏心測定紙に方向線を引き、計算により偏心角を算出する。	10′	—				30cm以上 2m未満	偏心測定紙に方向線を引き、計算により偏心角を算出する。	10′	—				
	2m以上 10m未満	トータルステーション又はセオドライトを用いて、第37条を準用する。	1′	倍角差 120″	観測差 90″			2m以上 10m未満	トータルステーション又はセオドライトを用いて、第37条を準用する。	1′	倍角差 120″	観測差 90″			
	10m以上 50m未満		10″	倍角差 60″	観測差 40″			10m以上 50m未満		10″	倍角差 60″	観測差 40″			
	50m以上 100m未満			倍角差 30″	観測差 20″			50m以上 100m未満			倍角差 30″	観測差 20″			
	100m以上 250m未満		1″	倍角差 20″	観測差 10″			100m以上 250m未満		1″	倍角差 20″	観測差 10″			
四 偏心距離の測定は、次表を標準とする。							四 偏心距離の測定は、次表を標準とする。								
	偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲				偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲				
	30cm 未満	物差により測定する。	mm	—				30cm 未満	物差により測定する。	mm	—				
	30cm 以上 2m 未満	鋼巻尺により2読定、1往復を測定する。	mm	往復の較差 5mm				30cm 以上 2m 未満	鋼巻尺により2読定、1往復を測定する。	mm	往復の較差 5mm				
	2m 以上 50m 未満	トータルステーション又は測距儀を用いて、第37条を準用する。	mm	第38条を準用する				2m 以上 50m 未満	トータルステーション又は測距儀を用いて、第37条を準用する。	mm	第38条を準用する				
	50m 以上														
	備 考	1. 偏心距離が5mm未満、かつ、辺長が1kmを超える場合は偏心補正計算を省略できる。 2. 偏心距離が10m以下の場合は、傾斜補正以外の補正は省略できる。							備 考	1. 偏心距離が5mm未満、かつ、辺長が1kmを超える場合は偏心補正計算を省略できる。 2. 偏心距離が10m以下の場合は、傾斜補正以外の補正は省略できる。					
五 本点と偏心点間の高低差の測定は、次表を標準とする。							五 本点と偏心点間の高低差の測定は、次表を標準とする。								
	偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲				偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲				
	30cm 未満	独立水準器を用いて、偏心点を本点と	—	—				30cm 未満	独立水準器を用いて、偏心点を本点と	—	—				

改正案				現行（令和2年3月31日一部改正）				コメント																																																																				
	同標高に設置する。				同標高に設置する。																																																																							
30cm以上 100m未満	4級水準測量に準じて測定する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて片道観測の測点数を1点とすることができる。	mm	往復の較差 $20\text{mm}\sqrt{S}$	30cm以上 100m未満	4級水準測量に準じて観測する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて片道観測の測点数を1点とすることができる。	mm	往復の較差 $20\text{mm}\sqrt{S}$																																																																					
	4級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高の異なる片方向による2対回の鉛直角観測とすることができる。	20"	高度定数の較差 60" 高低差の正反較差 100mm		4級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高の異なる片方向による2対回の鉛直角観測とすることができる。	20"	高度定数の較差 60" 高低差の正反較差 100mm																																																																					
100m以上 250m未満	4級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 $20\text{mm}\sqrt{S}$	100m以上 250m未満	4級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 $20\text{mm}\sqrt{S}$																																																																					
	2～3級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。	10"	高度定数の較差 30" 高低差の正反較差 150mm		2～3級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。	10"	高度定数の較差 30" 高低差の正反較差 150mm																																																																					
備考	Sは、測定距離（km単位）とする。			備考	Sは、測定距離（km単位）とする。																																																																							
<b>第6節 計算</b>				<b>第6節 計算</b>																																																																								
<p>(要旨)</p> <p>第40条 この章において「計算」とは、新点の水平位置及び標高を求めるため、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 TS等による基準面上の距離の計算は、楕円体高を用いる。<u>ただし、楕円体高は、標高及びジオイド高を用いて求めるものとする。</u></p> <p>二 ジオイド高は、次の方法により求めた値とする。</p> <p>イ 国土地理院が提供する最新のジオイド・モデル（以下「ジオイド・モデル」という。）から求める。</p> <p>ロ イのジオイド・モデルが<u>提供されていない</u>地域においては、GNSS観測及び水準測量等で求めた局所ジオイド・モデルから求める。</p> <p>三 3級基準点測量及び4級基準点測量は、基準面上の距離の計算は楕円体高に代えて標高を用いることができる。この場合において経緯度計算を省略することができる。</p>				<p>(要旨)</p> <p>第40条 本章において「計算」とは、新点の水平位置及び標高を求めるため、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 TS等による基準面上の距離の計算は、楕円体高を用いる。<u>なお、楕円体高は、標高とジオイド高から求めるものとする。</u></p> <p>二 ジオイド高は、次の方法により求めた値とする。</p> <p>イ 国土地理院が提供する最新のジオイド・モデル（以下「ジオイド・モデル」という。）から求める。</p> <p>ロ イのジオイド・モデルが<u>構築されていない</u>地域においては、GNSS観測及び水準測量等で求めた局所ジオイド・モデルから求める。</p> <p>三 3級基準点測量及び4級基準点測量は、基準面上の距離の計算は楕円体高に代えて標高を用いることができる。この場合において経緯度計算を省略することができる。</p>				表現の適正化																																																																				
<p>(計算の方法等)</p> <p>第41条 計算は、付録6の計算式のほか、<u>これと同精度又はこれを上回る精度を有することが確認できる場合には</u>、当該計算式を使用することができるものとする。</p> <p>2 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目 表示</th> <th>直角座標 ※</th> <th>経緯度</th> <th>標高</th> <th>ジオイド高</th> <th>角度</th> <th>辺長</th> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>m</td> <td>秒</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>秒</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>0.001</td> <td>0.0001</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>1</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="6">※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標</td> </tr> </table> <p>3 TS等で観測を行った標高の計算は、0.01メートル位までとすることができる。</p> <p>4 GNSS観測における基線解析では、次の各号により実施することを標準とする。</p> <p>一 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目 表示</th> <th>基線ベクトル成分</th> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>0.001</td> </tr> </table> <p>二 GNSS衛星の軌道情報は、放送暦を標準とする。</p>				項目 表示	直角座標 ※	経緯度	標高	ジオイド高	角度	辺長	単位	m	秒	m	m	秒	m	位	0.001	0.0001	0.001	0.001	1	0.001	備考	※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標						項目 表示	基線ベクトル成分	単位	m	位	0.001	<p>(計算の方法等)</p> <p>第41条 計算は、付録6の計算式、<u>又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は</u>、当該計算式を使用することができるものとする。</p> <p>2 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目 表示</th> <th>直角座標 ※</th> <th>経緯度</th> <th>標高</th> <th>ジオイド高</th> <th>角度</th> <th>辺長</th> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>m</td> <td>秒</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>秒</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>0.001</td> <td>0.0001</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>1</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="6">※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標</td> </tr> </table> <p>3 TS等で観測を行った標高の計算は、0.01メートル位までとすることができる。</p> <p>4 GNSS観測における基線解析では、次の各号により実施することを標準とする。</p> <p>一 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目 表示</th> <th>基線ベクトル成分</th> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>0.001</td> </tr> </table> <p>二 GNSS衛星の軌道情報は、放送暦を標準とする。</p>				項目 表示	直角座標 ※	経緯度	標高	ジオイド高	角度	辺長	単位	m	秒	m	m	秒	m	位	0.001	0.0001	0.001	0.001	1	0.001	備考	※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標						項目 表示	基線ベクトル成分	単位	m	位	0.001	表現の適正化
項目 表示	直角座標 ※	経緯度	標高	ジオイド高	角度	辺長																																																																						
単位	m	秒	m	m	秒	m																																																																						
位	0.001	0.0001	0.001	0.001	1	0.001																																																																						
備考	※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標																																																																											
項目 表示	基線ベクトル成分																																																																											
単位	m																																																																											
位	0.001																																																																											
項目 表示	直角座標 ※	経緯度	標高	ジオイド高	角度	辺長																																																																						
単位	m	秒	m	m	秒	m																																																																						
位	0.001	0.0001	0.001	0.001	1	0.001																																																																						
備考	※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標																																																																											
項目 表示	基線ベクトル成分																																																																											
単位	m																																																																											
位	0.001																																																																											

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント
<p>三 スタティック法及び短縮スタティック法による基線解析では、原則としてPCV補正を行うものとする。</p> <p>四 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。</p> <p>五 基線解析は、基線長が10キロメートル以上の場合には2周波で行うものとし、基線長が10キロメートル未満の場合には1周波又は2周波で行うものとする。</p> <p>六 基線解析の固定点の緯度及び経度は、成果表の値（以下この章において「元期座標」という。）又は国土地理院が提供する地殻変動補正パラメータを使用してセミ・ダイナミック補正を行った値（以下この章において「今期座標」という。）とする。<u>ただし</u>、セミ・ダイナミック補正に使用する地殻変動補正パラメータは、測量の実施時期に対応したものを使用するものとする。以後の基線解析は、固定点の緯度及び経度を用いて求められた緯度及び経度を<u>使用する</u>ものとする。</p> <p>七 基線解析の固定点の楕円体高は、成果表の標高<u>及びジオイド高</u>から求めた値とし、元期座標又は今期座標とする。ただし、固定点が電子基準点の場合は、成果表の楕円体高又は今期座標とする。以後の基線解析は、固定点の楕円体高を用いて求められた楕円体高を<u>使用する</u>ものとする。</p> <p>八 基線解析に使用するGNSS測量機の高角度は、観測時に設定した受信高度角とする。</p>	<p>三 スタティック法及び短縮スタティック法による基線解析では、原則としてPCV補正を行うものとする。</p> <p>四 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。</p> <p>五 基線解析は、基線長が10キロメートル以上の場合には2周波で行うものとし、基線長が10キロメートル未満の場合には1周波又は2周波で行うものとする。</p> <p>六 基線解析の固定点の緯度及び経度は、成果表の値（以下この章において「元期座標」という。）又は国土地理院が提供する地殻変動補正パラメータを使用してセミ・ダイナミック補正を行った値（以下この章において「今期座標」という。）とする。<u>なお</u>、セミ・ダイナミック補正に使用する地殻変動補正パラメータは、測量の実施時期に対応したものを使用するものとする。以後の基線解析は、固定点の緯度及び経度を用いて求められた緯度及び経度を<u>順次入力する</u>ものとする。</p> <p>七 基線解析の固定点の楕円体高は、成果表の標高<u>とジオイド高</u>から求めた値とし、元期座標又は今期座標とする。ただし、固定点が電子基準点の場合は、成果表の楕円体高又は今期座標とする。以後の基線解析は、固定点の楕円体高を用いて求められた楕円体高を<u>順次入力する</u>ものとする。</p> <p>八 基線解析に使用するGNSS測量機の高角度は、観測時に設定した受信高度角とする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

(点検計算及び再測)	(点検計算及び再測)
<p><b>第42条</b> 点検計算は、観測終了後、次の各号により行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 TS等観測</p> <p>イ 全ての単位多角形及び次の条件により選定された全ての点検路線について、水平位置及び標高の閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。</p> <p>(1) 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。</p> <p>(2) 点検路線は、なるべく短いものとする。</p> <p>(3) 全ての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>(4) 全ての単位多角形は、路線の1つ以上を点検路線と重複させるものとする。</p> <p>ロ TS等による点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p>	<p><b>第42条</b> 点検計算は、観測終了後、次の各号により行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 TS等観測</p> <p>イ 全ての単位多角形及び次の条件により選定された全ての点検路線について、水平位置及び標高の閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。</p> <p>(1) 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。</p> <p>(2) 点検路線は、なるべく短いものとする。</p> <p>(3) 全ての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>(4) 全ての単位多角形は、路線の1つ以上を点検路線と重複させるものとする。</p> <p>ロ TS等による点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p>

項目	区分				項目	区分				
	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	
結・単多角線	水平位置の閉合差	100mm+20mm√NΣS	100mm+30mm√NΣS	150mm+50mm√NΣS	150mm+100mm√NΣS	水平位置の閉合差	100mm+20mm√NΣS	100mm+30mm√NΣS	150mm+50mm√NΣS	150mm+100mm√NΣS
	標高の閉合差	200mm+50mmΣS/√N	200mm+100mmΣS/√N	200mm+150mmΣS/√N	200mm+300mmΣS/√N	標高の閉合差	200mm+50mmΣS/√N	200mm+100mmΣS/√N	200mm+150mmΣS/√N	200mm+300mmΣS/√N
単多角形	水平位置の閉合差	10mm√NΣS	15mm√NΣS	25mm√NΣS	50mm√NΣS	水平位置の閉合差	10mm√NΣS	15mm√NΣS	25mm√NΣS	50mm√NΣS
	標高の閉合差	50mm ΣS/√N	100mm ΣS/√N	150mm ΣS/√N	300mm ΣS/√N	標高の閉合差	50mm ΣS/√N	100mm ΣS/√N	150mm ΣS/√N	300mm ΣS/√N
標高差の正反較差	300mm	200mm	150mm	100mm	標高差の正反較差	300mm	200mm	150mm	100mm	
備考	Nは辺数、ΣSは路線長(km単位)とする。				備考	Nは辺数、ΣSは路線長(km単位)とする。				

<p>二 GNSS観測</p> <p>イ 電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測</p> <p>(1) 観測値の点検は、全てのセッションについて、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(i) 異なるセッションの<u>組合せ</u>による最少辺数の多角形を選定し、基線ベクトルの環閉合差を<u>点検する。</u></p> <p>(ii) 異なるセッションで重複する基線ベクトルの較差を比較点検する。</p> <p>(2) 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <p>環閉合差及び重複する基線ベクトルの較差の許容範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基線ベクトルの水平(ΔN、ΔE)</td> <td>20mm√N</td> <td>N：辺数</td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容範囲	備考	基線ベクトルの水平(ΔN、ΔE)	20mm√N	N：辺数	<p>二 GNSS観測</p> <p>イ 電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測</p> <p>(1) 観測値の点検は、全てのセッションについて、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(i) 異なるセッションの<u>組み合わせ</u>による最少辺数の多角形を選定し、基線ベクトルの環閉合差を<u>計算する。</u></p> <p>(ii) 異なるセッションで重複する基線ベクトルの較差を比較点検する。</p> <p>(2) 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <p>環閉合差及び重複する基線ベクトルの較差の許容範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基線ベクトルの水平(ΔN、ΔE)</td> <td>20mm√N</td> <td>N：辺数</td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容範囲	備考	基線ベクトルの水平(ΔN、ΔE)	20mm√N	N：辺数	<p>表現の適正化</p>
項目	許容範囲	備考												
基線ベクトルの水平(ΔN、ΔE)	20mm√N	N：辺数												
項目	許容範囲	備考												
基線ベクトルの水平(ΔN、ΔE)	20mm√N	N：辺数												

改正案				現行（令和2年3月31日一部改正）				コメント																																								
環閉合差	高さ（ $\Delta U$ ）	$30\text{mm}\sqrt{N}$	$\Delta N$ ：水平面の南北成分の閉合差又は較差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の閉合差又は較差 $\Delta U$ ：高さ成分の閉合差又は較差	環閉合差	高さ（ $\Delta U$ ）	$30\text{mm}\sqrt{N}$	$\Delta N$ ：水平面の南北成分の閉合差又は較差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の閉合差又は較差 $\Delta U$ ：高さ成分の閉合差又は較差																																									
重複する基線ベクトルの較差	水平（ $\Delta N$ 、 $\Delta E$ ）	20mm		重複する基線ベクトルの較差	水平（ $\Delta N$ 、 $\Delta E$ ）	20mm																																										
	高さ（ $\Delta U$ ）	30mm		重複する基線ベクトルの較差	高さ（ $\Delta U$ ）	30mm																																										
<p>ロ 電子基準点のみを既知点とする場合の観測</p> <p>(1) 点検計算に使用する既知点の緯度、経度及び楕円体高は、今期座標とする。</p> <p>(2) 観測値の点検は、次の方法により行うものとする。</p> <p>(i) 電子基準点間の結合の計算は、最少辺数の路線について行う。ただし、辺数が同じ場合は路線長が最短のものについて行う。</p> <p>(ii) 全ての電子基準点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>(iii) 結合の計算に含まれないセッションについては、イ(1)の(i)又は(ii)によるものとする。</p> <p>(3) 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <p>(i) 電子基準点間の閉合差の許容範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">結合多角 又は単路線</td> <td>水平（<math>\Delta N</math>、<math>\Delta E</math>）</td> <td><math>60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}</math></td> <td rowspan="2">N：辺数 <math>\Delta N</math>：水平面の南北成分の閉合差 <math>\Delta E</math>：水平面の東西成分の閉合差 <math>\Delta U</math>：高さ成分の閉合差</td> </tr> <tr> <td>高さ（<math>\Delta U</math>）</td> <td><math>150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 環閉合差及び重複する基線ベクトルの較差の許容範囲は、イ(2)の規定を準用する。</p>				項目	許容範囲	備考	結合多角 又は単路線		水平（ $\Delta N$ 、 $\Delta E$ ）	$60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$	N：辺数 $\Delta N$ ：水平面の南北成分の閉合差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の閉合差 $\Delta U$ ：高さ成分の閉合差	高さ（ $\Delta U$ ）	$150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}$	<p>ロ 電子基準点のみを既知点とする場合の観測</p> <p>(1) 点検計算に使用する既知点の緯度、経度及び楕円体高は、今期座標とする。</p> <p>(2) 観測値の点検は、次の方法により行うものとする。</p> <p>(i) 電子基準点間の結合の計算は、最少辺数の路線について行う。ただし、辺数が同じ場合は路線長が最短のものについて行う。</p> <p>(ii) 全ての電子基準点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>(iii) 結合の計算に含まれないセッションについては、イ(1)の(i)又は(ii)によるものとする。</p> <p>(3) 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <p>(i) 電子基準点間の閉合差の許容範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">結合多角 又は単路線</td> <td>水平（<math>\Delta N</math>、<math>\Delta E</math>）</td> <td><math>60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}</math></td> <td rowspan="2">N：辺数 <math>\Delta N</math>：水平面の南北成分の閉合差 <math>\Delta E</math>：水平面の東西成分の閉合差 <math>\Delta U</math>：高さ成分の閉合差</td> </tr> <tr> <td>高さ（<math>\Delta U</math>）</td> <td><math>150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 環閉合差及び重複する基線ベクトルの較差の許容範囲は、イ(2)の規定を準用する。</p>				項目	許容範囲	備考	結合多角 又は単路線	水平（ $\Delta N$ 、 $\Delta E$ ）	$60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$	N：辺数 $\Delta N$ ：水平面の南北成分の閉合差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の閉合差 $\Delta U$ ：高さ成分の閉合差	高さ（ $\Delta U$ ）	$150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}$	表現の適正化																					
項目	許容範囲	備考																																														
結合多角 又は単路線	水平（ $\Delta N$ 、 $\Delta E$ ）	$60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$	N：辺数 $\Delta N$ ：水平面の南北成分の閉合差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の閉合差 $\Delta U$ ：高さ成分の閉合差																																													
	高さ（ $\Delta U$ ）	$150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}$																																														
項目	許容範囲	備考																																														
結合多角 又は単路線	水平（ $\Delta N$ 、 $\Delta E$ ）	$60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$	N：辺数 $\Delta N$ ：水平面の南北成分の閉合差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の閉合差 $\Delta U$ ：高さ成分の閉合差																																													
	高さ（ $\Delta U$ ）	$150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}$																																														
<p>2 点検計算の結果は、精度管理表に<b>取りまとめる</b>ものとする。</p> <p>(平均計算)</p> <p><b>第43条</b> 平均計算は、次により行うものとする。</p> <p>2 既知点1点を固定するGNSS測量機による場合の仮定三次元網平均計算は、閉じた多角形を形成させ、次の各号により行うものとする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合は除く。</p> <p>一 仮定三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度及び経度は元期座標とし、楕円体高は成果表の標高及びジオイド高から求めた値とする。ただし、電子基準点の楕円体高は、成果表の楕円体高とする。</p> <p>二 仮定三次元網平均計算の重量（P）は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。</p> <p>イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、全ての基線の解析手法、解析時間が同じ場合に限る。</p> <p>ロ 水平及び高さの分散の固定値 ただし、分散の固定値は、<math>d_N = (0.004\text{m})^2</math> <math>d_E = (0.004\text{m})^2</math> <math>d_U = (0.007\text{m})^2</math>とする。</p> <p>三 仮定三次元網平均計算による許容範囲は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>イ 基線ベクトルの各成分による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 項目</th> <th>1級基準点測量</th> <th>2級基準点測量</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基線ベクトルの各成分の残差</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> </tr> <tr> <td>水平位置の閉合差</td> <td colspan="4"><math>\Delta s = 100\text{mm}+40\text{mm}\sqrt{N}</math> <math>\Delta s</math>：既知点の成果値及び仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの。）</td> </tr> <tr> <td>標高の閉合差</td> <td colspan="4">250mm+45mm<math>\sqrt{N}</math>を標準とする N：辺数</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲は、次表を標準とする。</p>				区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	基線ベクトルの各成分の残差	20mm	20mm	20mm	20mm	水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm}+40\text{mm}\sqrt{N}$ $\Delta s$ ：既知点の成果値及び仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの。）				標高の閉合差	250mm+45mm $\sqrt{N}$ を標準とする N：辺数				<p>2 点検計算の結果は、精度管理表に<b>とりまとめる</b>ものとする。</p> <p>(平均計算)</p> <p><b>第43条</b> 平均計算は、次により行うものとする。</p> <p>2 既知点1点を固定するGNSS測量機による場合の仮定三次元網平均計算は、閉じた多角形を形成させ、次の各号により行うものとする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合は除く。</p> <p>一 仮定三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度及び経度は元期座標とし、楕円体高は成果表の標高とジオイド高から求めた値とする。ただし、電子基準点の楕円体高は、成果表の楕円体高とする。</p> <p>二 仮定三次元網平均計算の重量（P）は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。</p> <p>イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、全ての基線の解析手法、解析時間が同じ場合に限る。</p> <p>ロ 水平及び高さの分散の固定値 ただし、分散の固定値は、<math>d_N = (0.004\text{m})^2</math> <math>d_E = (0.004\text{m})^2</math> <math>d_U = (0.007\text{m})^2</math>とする。</p> <p>三 仮定三次元網平均計算による許容範囲は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>イ 基線ベクトルの各成分による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 項目</th> <th>1級基準点測量</th> <th>2級基準点測量</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基線ベクトルの各成分の残差</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> <td>20mm</td> </tr> <tr> <td>水平位置の閉合差</td> <td colspan="4"><math>\Delta s = 100\text{mm}+40\text{mm}\sqrt{N}</math> <math>\Delta s</math>：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの）</td> </tr> <tr> <td>標高の閉合差</td> <td colspan="4">250mm+45mm<math>\sqrt{N}</math>を標準とする N：辺数</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲は、次表を標準とする。</p>				区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	基線ベクトルの各成分の残差	20mm	20mm	20mm	20mm	水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm}+40\text{mm}\sqrt{N}$ $\Delta s$ ：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの）				標高の閉合差	250mm+45mm $\sqrt{N}$ を標準とする N：辺数				表現の適正化
区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																																												
基線ベクトルの各成分の残差	20mm	20mm	20mm	20mm																																												
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm}+40\text{mm}\sqrt{N}$ $\Delta s$ ：既知点の成果値及び仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの。）																																															
標高の閉合差	250mm+45mm $\sqrt{N}$ を標準とする N：辺数																																															
区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																																												
基線ベクトルの各成分の残差	20mm	20mm	20mm	20mm																																												
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm}+40\text{mm}\sqrt{N}$ $\Delta s$ ：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの）																																															
標高の閉合差	250mm+45mm $\sqrt{N}$ を標準とする N：辺数																																															

改正案					現行（令和2年3月31日一部改正）					コメント																																																																																
項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	表現の適正化																																																																																
方位角の残差	5秒	10秒	20秒	80秒	方位角の残差	5秒	10秒	20秒	80秒																																																																																	
斜距離の残差	20mm+4×10 <sup>-6</sup> D D：測定距離				斜距離の残差	20mm+4×10 <sup>-6</sup> D D：測定距離																																																																																				
楕円体比高の残差	30mm+4×10 <sup>-6</sup> D D：測定距離				楕円体比高の残差	30mm+4×10 <sup>-6</sup> D D：測定距離																																																																																				
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ $\Delta s$ ：既知点の成果値及び仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの <sub>2</sub> ）				水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ $\Delta s$ ：既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N：既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの）																																																																																				
標高の閉合差	250mm+45mm√N を標準とする N：辺数				標高の閉合差	250mm+45mm√N を標準とする N：辺数																																																																																				
3 既知点2点以上を固定する厳密水平網平均計算、厳密高低網平均計算、簡易水平網平均計算、簡易高低網平均計算及び三次元網平均計算は、平均図に基づき行うものとし、平均計算は次の各号により行うものとする。 一 TS等観測 イ 厳密水平網平均計算の重量（P）には、次表の数値を用いるものとする。					3 既知点2点以上を固定する厳密水平網平均計算、厳密高低網平均計算、簡易水平網平均計算、簡易高低網平均計算及び三次元網平均計算は、平均図に基づき行うものとし、平均計算は次の各号により行うものとする。 一 TS等観測 イ 厳密水平網平均計算の重量（P）には、次表の数値を用いるものとする。																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 重量</th> <th>m<sub>s</sub></th> <th>γ</th> <th>m<sub>t</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級基準点測量</td> <td rowspan="4">10mm</td> <td rowspan="4">5×10<sup>-6</sup></td> <td>1.8"</td> </tr> <tr> <td>2級基準点測量</td> <td>3.5"</td> </tr> <tr> <td>3級基準点測量</td> <td>4.5"</td> </tr> <tr> <td>4級基準点測量</td> <td>13.5"</td> </tr> </tbody> </table>					区分 \ 重量	m <sub>s</sub>	γ	m <sub>t</sub>	1級基準点測量	10mm	5×10 <sup>-6</sup>	1.8"	2級基準点測量	3.5"	3級基準点測量	4.5"	4級基準点測量	13.5"	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 重量</th> <th>m<sub>s</sub></th> <th>γ</th> <th>m<sub>t</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級基準点測量</td> <td rowspan="4">10mm</td> <td rowspan="4">5×10<sup>-6</sup></td> <td>1.8"</td> </tr> <tr> <td>2級基準点測量</td> <td>3.5"</td> </tr> <tr> <td>3級基準点測量</td> <td>4.5"</td> </tr> <tr> <td>4級基準点測量</td> <td>13.5"</td> </tr> </tbody> </table>					区分 \ 重量	m <sub>s</sub>	γ	m <sub>t</sub>	1級基準点測量	10mm	5×10 <sup>-6</sup>	1.8"	2級基準点測量	3.5"	3級基準点測量	4.5"	4級基準点測量	13.5"																																																					
区分 \ 重量	m <sub>s</sub>	γ	m <sub>t</sub>																																																																																							
1級基準点測量	10mm	5×10 <sup>-6</sup>	1.8"																																																																																							
2級基準点測量			3.5"																																																																																							
3級基準点測量			4.5"																																																																																							
4級基準点測量			13.5"																																																																																							
区分 \ 重量	m <sub>s</sub>	γ	m <sub>t</sub>																																																																																							
1級基準点測量	10mm	5×10 <sup>-6</sup>	1.8"																																																																																							
2級基準点測量			3.5"																																																																																							
3級基準点測量			4.5"																																																																																							
4級基準点測量			13.5"																																																																																							
ロ 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算を行う場合、方向角については各路線の観測点数の逆数、水平位置及び標高については、各路線の距離の総和（0.01キロメートル位までとする。）の逆数を重量（P）とする。 ハ 厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。					ロ 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算を行う場合、方向角については各路線の観測点数の逆数、水平位置及び標高については、各路線の距離の総和（0.01キロメートル位までとする。）の逆数を重量（P）とする。 ハ 厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1級基準点測量</th> <th>2級基準点測量</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一方向の残差</td> <td>12"</td> <td>15"</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>距離の残差</td> <td>80mm</td> <td>100mm</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水平角の単位重量当たりの標準偏差</td> <td>10"</td> <td>12"</td> <td>15"</td> <td>20"</td> </tr> <tr> <td>新点水平位置の標準偏差</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> </tr> <tr> <td>高低角の残差</td> <td>15"</td> <td>20"</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高低角の単位重量当たりの標準偏差</td> <td>12"</td> <td>15"</td> <td>20"</td> <td>30"</td> </tr> <tr> <td>新点標高の標準偏差</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> </tr> </tbody> </table>					項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	一方向の残差	12"	15"	—	—	距離の残差	80mm	100mm	—	—	水平角の単位重量当たりの標準偏差	10"	12"	15"	20"	新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm	高低角の残差	15"	20"	—	—	高低角の単位重量当たりの標準偏差	12"	15"	20"	30"	新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1級基準点測量</th> <th>2級基準点測量</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一方向の残差</td> <td>12"</td> <td>15"</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>距離の残差</td> <td>80mm</td> <td>100mm</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水平角の単位重量当たりの標準偏差</td> <td>10"</td> <td>12"</td> <td>15"</td> <td>20"</td> </tr> <tr> <td>新点位置の標準偏差</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> </tr> <tr> <td>高低角の残差</td> <td>15"</td> <td>20"</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高低角の単位重量当たりの標準偏差</td> <td>12"</td> <td>15"</td> <td>20"</td> <td>30"</td> </tr> <tr> <td>新点標高の標準偏差</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> </tr> </tbody> </table>					項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	一方向の残差	12"	15"	—	—	距離の残差	80mm	100mm	—	—	水平角の単位重量当たりの標準偏差	10"	12"	15"	20"	新点位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm	高低角の残差	15"	20"	—	—	高低角の単位重量当たりの標準偏差	12"	15"	20"	30"	新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm	表現の適正化
項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																																																																																						
一方向の残差	12"	15"	—	—																																																																																						
距離の残差	80mm	100mm	—	—																																																																																						
水平角の単位重量当たりの標準偏差	10"	12"	15"	20"																																																																																						
新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm																																																																																						
高低角の残差	15"	20"	—	—																																																																																						
高低角の単位重量当たりの標準偏差	12"	15"	20"	30"																																																																																						
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm																																																																																						
項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																																																																																						
一方向の残差	12"	15"	—	—																																																																																						
距離の残差	80mm	100mm	—	—																																																																																						
水平角の単位重量当たりの標準偏差	10"	12"	15"	20"																																																																																						
新点位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm																																																																																						
高低角の残差	15"	20"	—	—																																																																																						
高低角の単位重量当たりの標準偏差	12"	15"	20"	30"																																																																																						
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm																																																																																						
ニ 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。					ニ 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線方向角の残差</td> <td>50"</td> <td>120"</td> </tr> </tbody> </table>					項目 \ 区分	3級基準点測量	4級基準点測量	路線方向角の残差	50"	120"	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線方向角の残差</td> <td>50"</td> <td>120"</td> </tr> </tbody> </table>					項目 \ 区分	3級基準点測量	4級基準点測量	路線方向角の残差	50"	120"																																																																					
項目 \ 区分	3級基準点測量	4級基準点測量																																																																																								
路線方向角の残差	50"	120"																																																																																								
項目 \ 区分	3級基準点測量	4級基準点測量																																																																																								
路線方向角の残差	50"	120"																																																																																								

改正案					現行（令和2年3月31日一部改正）					コメント																					
路線座標差の残差		300mm	300mm		路線座標差の残差		300mm	300mm																							
路線高低差の残差		300mm	300mm		路線高低差の残差		300mm	300mm																							
<p>二 G N S S 観測</p> <p>イ 電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測</p> <p>(1) 三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度及び経度は元期座標とし、楕円体高は成果表の標高及びジオイド高から求めた値とする。ただし、電子基準点の楕円体高は、成果表の楕円体高とする。</p> <p>(2) 新点の標高は、次のいずれかの方法により求めた値とする。</p> <p>(i) ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正する。</p> <p>(ii) (i) のジオイド・モデルが提供されていない地域においては、G N S S 観測及び水準測量等により、局所ジオイド・モデルを構築し、求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正する。</p> <p>(3) 三次元網平均計算の重量 (P) は、前項第二号の規定を準用する。</p> <p>(4) 三次元網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1 級基準点測量</th> <th>2 級基準点測量</th> <th>3 級基準点測量</th> <th>4 級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斜 距 離 の 残 差</td> <td>80mm</td> <td>100mm</td> <td>——</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>新点水平位置の標準偏差</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> </tr> <tr> <td>新点標高の標準偏差</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 電子基準点のみを既知点とする場合の観測</p> <p>(1) 三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度、経度及び楕円体高は今期座標とする。</p> <p>(2) 新点の緯度、経度及び楕円体高は、三次元網平均計算により求めた緯度、経度及び楕円体高にセミ・ダイナミック補正を行った元期座標とする。</p> <p>(3) 新点の標高決定は、イ (2) の規定を準用する。</p> <p>(4) 三次元網平均計算の重量 (P) は、前項第二号の規定を準用する。</p> <p>(5) 三次元網平均計算による各項目の許容範囲は、イ (4) の規定を準用する。</p> <p>4 平均計算に使用した概算値と平均計算結果値の座標差が1メートルを超えた観測点については、平均計算結果の値を概算値として平均計算を繰り返す反復計算を行うものとする。</p> <p>5 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいと確認されたものを使用するものとする。</p> <p>6 平均計算の結果は、精度管理表に<b>取りまとめる</b>ものとする。</p>											項目 \ 区分	1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量	斜 距 離 の 残 差	80mm	100mm	——	——	新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm	新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm	
項目 \ 区分	1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量																											
斜 距 離 の 残 差	80mm	100mm	——	——																											
新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm																											
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm																											
<p>二 G N S S 観測</p> <p>イ 電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測</p> <p>(1) 三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度及び経度は元期座標とし、楕円体高は成果表の標高及びジオイド高から求めた値とする。ただし、電子基準点の楕円体高は、成果表の楕円体高とする。</p> <p>(2) 新点の標高は、次のいずれかの方法により求めた値とする。</p> <p>(i) ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正する。</p> <p>(ii) (i) のジオイド・モデルが構築されていない地域においては、G N S S 観測及び水準測量等により、局所ジオイド・モデルを構築し、求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正する。</p> <p>(3) 三次元網平均計算の重量 (P) は、前項第二号の規定を準用する。</p> <p>(4) 三次元網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1 級基準点測量</th> <th>2 級基準点測量</th> <th>3 級基準点測量</th> <th>4 級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斜 距 離 の 残 差</td> <td>80mm</td> <td>100mm</td> <td>——</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>新点水平位置の標準偏差</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> <td>100mm</td> </tr> <tr> <td>新点標高の標準偏差</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> <td>200mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 電子基準点のみを既知点とする場合の観測</p> <p>(1) 三次元網平均計算において、使用する既知点の緯度、経度及び楕円体高は今期座標とする。</p> <p>(2) 新点の緯度、経度及び楕円体高は、三次元網平均計算により求めた緯度、経度及び楕円体高にセミ・ダイナミック補正を行った元期座標とする。</p> <p>(3) 新点の標高決定は、イ (2) の規定を準用する。</p> <p>(4) 三次元網平均計算の重量 (P) は、前項第二号の規定を準用する。</p> <p>(5) 三次元網平均計算による各項目の許容範囲は、イ (4) の規定を準用する。</p> <p>4 平均計算に使用した概算値と平均計算結果値の座標差が1メートルを超えた観測点については、平均計算結果の値を概算値として平均計算を繰り返す反復計算を行うものとする。</p> <p>5 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいと確認されたものを使用するものとする。</p> <p>6 平均計算の結果は、精度管理表に<b>とりまとめる</b>ものとする。</p>											項目 \ 区分	1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量	斜 距 離 の 残 差	80mm	100mm	——	——	新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm	新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm	表現の適正化
項目 \ 区分	1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量																											
斜 距 離 の 残 差	80mm	100mm	——	——																											
新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm																											
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm																											
<b>第7節 品質評価</b>					<b>第7節 品質評価</b>																										
(品質評価)																															
<p><b>第44条</b> 「品質評価」とは、基準点測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。</p> <p>2 作業機関は、品質評価手順に基づき品質評価を<b>行い、品質評価表に取りまとめるものとする。</b></p> <p>3 評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。</p>					<p><b>第44条</b> 「品質評価」とは、基準点測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。</p> <p>2 作業機関は、品質評価手順に基づき品質評価を<b>実施するものとする。</b></p> <p>3 評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。</p>					表現の適正化																					
<b>第8節 成果等の整理</b>					<b>第8節 成果等の整理</b>																										
(メタデータの作成)																															
<p><b>第45条</b> 基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。</p>					<p><b>第45条</b> 基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。</p>																										



改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																				
<p>(成果等)</p> <p><b>第46条</b> 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 観測手簿</li> <li>二 観測記簿</li> <li>三 計算簿</li> <li>四 平均図</li> <li>五 基準点成果表</li> <li>六 点の記</li> <li>七 建標承諾書</li> <li>八 測量標設置位置通知書</li> <li>九 基準点網図</li> <li>十 精度管理表</li> <li>十一 品質評価表</li> <li>十二 測量標の地上写真</li> <li>十三 基準点現況調査報告書</li> <li>十四 成果数値データ</li> <li>十五 点検測量簿</li> <li>十六 メタデータ</li> <li>十七 その他の資料</li> </ul>	<p>(成果等)</p> <p><b>第46条</b> 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 観測手簿</li> <li>二 観測記簿</li> <li>三 計算簿</li> <li>四 平均図</li> <li>五 基準点成果表</li> <li>六 点の記</li> <li>七 建標承諾書</li> <li>八 測量標設置位置通知書</li> <li>九 基準点網図</li> <li>十 精度管理表</li> <li>十一 品質評価表</li> <li>十二 測量標の地上写真</li> <li>十三 基準点現況調査報告書</li> <li>十四 成果数値データ</li> <li>十五 点検測量簿</li> <li>十六 メタデータ</li> <li>十七 その他の資料</li> </ul>																																					
<b>第3章 レベル等による水準測量</b>	<b>第3章 レベル等による水準測量</b>																																					
<b>第1節 要旨</b>	<b>第1節 要旨</b>																																					
<p>(要旨)</p> <p><b>第47条</b> 「レベル等による水準測量」とは、既知点に基づき、レベル及びT S等を用いて、新点である水準点の標高を定める作業をいう。</p> <p>2 レベル等による水準測量は、既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等に応じて、1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量、4級水準測量及び簡易水準測量に区分するものとする。</p> <p>3 1級水準測量により設置される水準点を1級水準点、2級水準測量により設置される水準点を2級水準点、3級水準測量により設置される水準点を3級水準点、4級水準測量により設置される水準点を4級水準点、<u>簡易水準測量により設置される水準点を簡易水準点という。</u></p>	<p>(要旨)</p> <p><b>第47条</b> 「レベル等による水準測量」とは、既知点に基づき、レベル及びT S等を用いて、新点である水準点の標高を定める作業をいう。</p> <p>2 レベル等による水準測量は、既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等に応じて、1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量、4級水準測量及び簡易水準測量に区分するものとする。</p> <p>3 1級水準測量により設置される水準点を1級水準点、2級水準測量により設置される水準点を2級水準点、3級水準測量により設置される水準点を3級水準点、4級水準測量により設置される水準点を4級水準点<u>及び</u>簡易水準測量により設置される水準点を簡易水準点という。</p>	表現の適正化																																				
<p>(既知点の種類等)</p> <p><b>第48条</b> 既知点の種類及び既知点間の路線長は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="77 1398 1362 1623"> <thead> <tr> <th>区分 項目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> <th>簡易水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既知点の種類</td> <td>一等水準点 1級水準点</td> <td>一～二等水準点 1～2級水準点</td> <td>一～三等水準点 1～3級水準点</td> <td>一～三等水準点 1～4級水準点</td> <td>一～三等水準点 1～4級水準点</td> </tr> <tr> <td>既知点間の路線長</td> <td>150km以下</td> <td>150km以下</td> <td>50km以下</td> <td>50km以下</td> <td>50km以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量	既知点の種類	一等水準点 1級水準点	一～二等水準点 1～2級水準点	一～三等水準点 1～3級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点	既知点間の路線長	150km以下	150km以下	50km以下	50km以下	50km以下	<p>(既知点の種類等)</p> <p><b>第48条</b> 既知点の種類及び既知点間の路線長は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1418 1398 2703 1623"> <thead> <tr> <th>区分 項目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> <th>簡易水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既知点の種類</td> <td>一等水準点 1級水準点</td> <td>一～二等水準点 1～2級水準点</td> <td>一～三等水準点 1～3級水準点</td> <td>一～三等水準点 1～4級水準点</td> <td>一～三等水準点 1～4級水準点</td> </tr> <tr> <td>既知点間の路線長</td> <td>150km以下</td> <td>150km以下</td> <td>50km以下</td> <td>50km以下</td> <td>50km以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量	既知点の種類	一等水準点 1級水準点	一～二等水準点 1～2級水準点	一～三等水準点 1～3級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点	既知点間の路線長	150km以下	150km以下	50km以下	50km以下	50km以下	
区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																																	
既知点の種類	一等水準点 1級水準点	一～二等水準点 1～2級水準点	一～三等水準点 1～3級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点																																	
既知点間の路線長	150km以下	150km以下	50km以下	50km以下	50km以下																																	
区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																																	
既知点の種類	一等水準点 1級水準点	一～二等水準点 1～2級水準点	一～三等水準点 1～3級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点																																	
既知点間の路線長	150km以下	150km以下	50km以下	50km以下	50km以下																																	
<p>(水準路線)</p> <p><b>第49条</b> 「水準路線」とは、2点以上の既知点を結合する路線をいう。直接に水準測量で結ぶことができない水準路線は、渡海（河）水準測量により連結するものとする。</p>	<p>(水準路線)</p> <p><b>第49条</b> 「水準路線」とは、2点以上の既知点を結合する路線をいう。直接に水準測量で結ぶことができない水準路線は、渡海（河）水準測量により連結するものとする。</p>																																					
<p>(レベル等による水準測量の方式)</p> <p><b>第50条</b> レベル等による水準測量は、次の方式を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接水準測量方式</li> <li>二 渡海（河）水準測量方式</li> </ul> <p>測量方法は、観測距離に応じて、次表により行うものとする。</p>	<p>(レベル等による水準測量の方式)</p> <p><b>第50条</b> レベル等による水準測量は、次の方式を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接水準測量方式</li> <li>二 渡海（河）水準測量方式</li> </ul> <p>測量方法は、観測距離に応じて、次表により行うものとする。</p>																																					

改正案			現行（令和2年3月31日一部改正）			コメント
測量方法	観測距離		測量方法	観測距離		
交互法	1級水準測量は約300m以下とする。2～4級水準測量は約450m以下とする。		交互法	1級水準測量は約300m以下とする。2～4級水準測量は約450m以下とする。		
経緯儀法	1～4級水準測量は約1km以下とする。		経緯儀法	1～4級水準測量は約1km以下とする。		
俯仰ねじ法	1～4級水準測量は約2km以下とする。		俯仰ねじ法	1～4級水準測量は約2km以下とする。		
<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p><b>第51条</b> 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <p>一 作業計画</p> <p>二 選点</p> <p>三 測量標の設置</p> <p>四 観測</p> <p>五 計算</p> <p>六 品質評価</p> <p>七 成果等の整理</p>			<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p><b>第51条</b> 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <p>一 作業計画</p> <p>二 選点</p> <p>三 測量標の設置</p> <p>四 観測</p> <p>五 計算</p> <p>六 品質評価</p> <p>七 成果等の整理</p>			
<b>第2節 作業計画</b>			<b>第2節 作業計画</b>			
<p>（要旨）</p> <p><b>第52条</b> 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。</p>			<p>（要旨）</p> <p><b>第52条</b> 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。</p>			
<b>第3節 選点</b>			<b>第3節 選点</b>			
<p>（要旨）</p> <p><b>第53条</b> <u>この章</u>において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点の現況及び水準路線を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。</p>			<p>（要旨）</p> <p><b>第53条</b> <u>本章</u>において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点の現況及び水準路線を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。</p>			表現の適正化
<p>（既知点の現況調査）</p> <p><b>第54条</b> 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。</p>			<p>（既知点の現況調査）</p> <p><b>第54条</b> 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。</p>			
<p>（新点の選定）</p> <p><b>第55条</b> 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。</p>			<p>（新点の選定）</p> <p><b>第55条</b> 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。</p>			
<p>（建標承諾書等）</p> <p><b>第56条</b> 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。</p>			<p>（建標承諾書等）</p> <p><b>第56条</b> 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。</p>			
<p>（選点図、<u>平均図及び水準路線図</u>の作成）</p> <p><b>第57条</b> 新点の位置を選定したときは、その位置、<u>路線等</u>を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。</p> <p>2 平均図及び水準路線図は、選点図に基づいて作成する。ただし、平均図は計画機関の承認を得るものとする。</p>			<p>（選点図及び<u>平均図等</u>の作成）</p> <p><b>第57条</b> 新点の位置を選定したときは、その位置及び<u>路線等</u>を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。</p> <p>2 平均図及び水準路線図は、選点図に基づいて作成する。ただし、平均図は計画機関の承認を得るものとする。</p>			表現の適正化
<b>第4節 測量標の設置</b>			<b>第4節 測量標の設置</b>			
<p>（要旨）</p> <p><b>第58条</b> <u>この章</u>において「測量標の設置」とは、新設点の位置に永久標識を設ける作業をいう。</p>			<p>（要旨）</p> <p><b>第58条</b> <u>本章</u>において「測量標の設置」とは、新設点の位置に永久標識を設ける作業をいう。</p>			表現の適正化
<p>（永久標識の設置）</p> <p><b>第59条</b> 新設点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書を作成するものとする。</p> <p>2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。</p> <p>3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。</p> <p>4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p> <p>5 4級水準点及び簡易水準点には、標杭を用いることができる。</p> <p>6 永久標識を設置した水準点については、第37条に規定する観測方法又は単点観測法により座標を求め、成果数値データファイルに記載するものとする。また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取扱いを確認することができる。</p>			<p>（永久標識の設置）</p> <p><b>第59条</b> 新設点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書を作成するものとする。</p> <p>2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。</p> <p>3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。</p> <p>4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p> <p>5 4級水準点及び簡易水準点には、標杭を用いることができる。</p> <p>6 永久標識を設置した水準点については、第37条に規定する観測方法又は単点観測法により座標を求め、成果数値データファイルに記載するものとする。また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取扱いを確認することができる。</p>			

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																																		
<p>一 「単点観測法」は、第37条に規定するネットワーク型RTK法を用いて単独で観測点の座標を求める。</p> <p>二 単点観測法により水準点の座標を求める観測及び較差の許容範囲等は、次のとおりとする。</p> <p>イ 観測は、2セット行うものとする。1セット目の観測値を採用値とし、観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、2セット目の観測結果は点検値とする。</p> <p>ロ 観測回数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="106 331 1329 640"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから10エポック以上を2セット</td> <td>1秒</td> <td><math>\Delta N</math> <math>\Delta E</math></td> <td>100mm <math>\Delta N</math>: 水平面の南北成分のセット間較差 <math>\Delta E</math>: 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 成果数値データファイルには0.1メートル位まで記入するものとする。</p> <p>四 水準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、TS等により偏心要素を測定するものとする。</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上を2セット	1秒	$\Delta N$ $\Delta E$	100mm $\Delta N$ : 水平面の南北成分のセット間較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。	<p>一 「単点観測法」は、第37条に規定するネットワーク型RTK法を用いて単独で測点の座標を求める。</p> <p>二 単点観測法により水準点の座標を求める観測及び較差の許容範囲等は、次のとおりとする。</p> <p>イ 観測は、2セット行うものとする。1セット目の観測値を採用値とし、観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、2セット目の観測結果は点検値とする。</p> <p>ロ 観測回数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1448 331 2671 640"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから10エポック以上を2セット</td> <td>1秒</td> <td><math>\Delta N</math> <math>\Delta E</math></td> <td>100mm <math>\Delta N</math>: 水平面の南北成分のセット間較差 <math>\Delta E</math>: 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 成果数値データファイルには0.1メートル位まで記入するものとする。</p> <p>四 水準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、TS等により偏心要素を測定するものとする。</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上を2セット	1秒	$\Delta N$ $\Delta E$	100mm $\Delta N$ : 水平面の南北成分のセット間較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。	表現の適正化																														
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考																																																
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上を2セット	1秒	$\Delta N$ $\Delta E$	100mm $\Delta N$ : 水平面の南北成分のセット間較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。																																																
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考																																																
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上を2セット	1秒	$\Delta N$ $\Delta E$	100mm $\Delta N$ : 水平面の南北成分のセット間較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。																																																
<p>(点の記の作成)</p> <p>第60条 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。</p>	<p>(点の記の作成)</p> <p>第60条 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。</p>																																																			
<p><b>第5節 観測</b></p>	<p><b>第5節 観測</b></p>																																																			
<p>(要旨)</p> <p>第61条 この章において「観測」とは、平均図等に基づき、レベル、<u>標尺等</u>を用いて、関係点間の高低差を観測する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第61条 <u>本章</u>において「観測」とは、平均図等に基づき、レベル<u>及び標尺等</u>を用いて、関係点間の高低差を観測する作業をいう。</p>	表現の適正化																																																		
<p>(機器)</p> <p>第62条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="106 1098 1329 1566"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>性能</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級レベル</td> <td rowspan="10">別表1による</td> <td>1～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>2級レベル</td> <td>2～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> <td>3～4級水準測量 簡易水準測量</td> </tr> <tr> <td>1級標尺</td> <td>1～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> <td>3～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>1級セオドライト</td> <td>1～4級水準測量（渡海）</td> </tr> <tr> <td>1級トータルステーション</td> <td>1～4級水準測量（渡海）</td> </tr> <tr> <td>測距儀</td> <td>1～4級水準測量（渡海）</td> </tr> <tr> <td>水準測量作業用電卓</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箱尺</td> <td>—</td> <td>簡易水準測量</td> </tr> </tbody> </table> <p>一 1級水準測量では、気温20度における標尺改正数が50<math>\mu</math>m/m以下、かつ、I号標尺とII号標尺の標尺改正数の較差が30<math>\mu</math>m/m以下の1級標尺を用いるものとする。</p> <p>二 渡海（河）水準測量でレベルを使用する場合は、気泡管レベル又は自動レベルとする。ただし、自動レベルは交互法のみとする。</p> <p>2 水準測量作業用電卓は、動作の結果が正しいと確認されたものを使用するものとする。</p>	機器	性能	摘要	1級レベル	別表1による	1～4級水準測量	2級レベル	2～4級水準測量	3級レベル	3～4級水準測量 簡易水準測量	1級標尺	1～4級水準測量	2級標尺	3～4級水準測量	1級セオドライト	1～4級水準測量（渡海）	1級トータルステーション	1～4級水準測量（渡海）	測距儀	1～4級水準測量（渡海）	水準測量作業用電卓	—	箱尺	—	簡易水準測量	<p>(機器)</p> <p>第62条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1098 2671 1566"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>性能</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級レベル</td> <td rowspan="10">別表1による</td> <td>1～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>2級レベル</td> <td>2～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> <td>3～4級水準測量 簡易水準測量</td> </tr> <tr> <td>1級標尺</td> <td>1～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> <td>3～4級水準測量</td> </tr> <tr> <td>1級セオドライト</td> <td>1～4級水準測量（渡海）</td> </tr> <tr> <td>1級トータルステーション</td> <td>1～4級水準測量（渡海）</td> </tr> <tr> <td>測距儀</td> <td>1～4級水準測量（渡海）</td> </tr> <tr> <td>水準測量作業用電卓</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箱尺</td> <td>—</td> <td>簡易水準測量</td> </tr> </tbody> </table> <p>一 1級水準測量では、気温20度における標尺改正数が50<math>\mu</math>m/m以下、かつ、I号標尺とII号標尺の標尺改正数の較差が30<math>\mu</math>m/m以下の1級標尺を用いるものとする。</p> <p>二 渡海（河）水準測量でレベルを使用する場合は、気泡管レベル又は自動レベルとする。ただし、自動レベルは交互法のみとする。</p> <p>2 水準測量作業用電卓は、動作の結果が正しいと確認されたものを使用するものとする。</p>	機器	性能	摘要	1級レベル	別表1による	1～4級水準測量	2級レベル	2～4級水準測量	3級レベル	3～4級水準測量 簡易水準測量	1級標尺	1～4級水準測量	2級標尺	3～4級水準測量	1級セオドライト	1～4級水準測量（渡海）	1級トータルステーション	1～4級水準測量（渡海）	測距儀	1～4級水準測量（渡海）	水準測量作業用電卓	—	箱尺	—	簡易水準測量	
機器	性能	摘要																																																		
1級レベル	別表1による	1～4級水準測量																																																		
2級レベル		2～4級水準測量																																																		
3級レベル		3～4級水準測量 簡易水準測量																																																		
1級標尺		1～4級水準測量																																																		
2級標尺		3～4級水準測量																																																		
1級セオドライト		1～4級水準測量（渡海）																																																		
1級トータルステーション		1～4級水準測量（渡海）																																																		
測距儀		1～4級水準測量（渡海）																																																		
水準測量作業用電卓		—																																																		
箱尺		—	簡易水準測量																																																	
機器	性能	摘要																																																		
1級レベル	別表1による	1～4級水準測量																																																		
2級レベル		2～4級水準測量																																																		
3級レベル		3～4級水準測量 簡易水準測量																																																		
1級標尺		1～4級水準測量																																																		
2級標尺		3～4級水準測量																																																		
1級セオドライト		1～4級水準測量（渡海）																																																		
1級トータルステーション		1～4級水準測量（渡海）																																																		
測距儀		1～4級水準測量（渡海）																																																		
水準測量作業用電卓		—																																																		
箱尺		—	簡易水準測量																																																	
<p>(機器の点検及び調整)</p> <p>第63条 観測に使用する機器は、適宜、点検及び調整を行うものとし、<u>観測による視準線誤差の点検調整における読定単位及び許容範囲は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="246 1906 1196 1982"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級レベル</th> <th>2級レベル</th> <th>3級レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1級レベル	2級レベル	3級レベル	項目				<p>(機器の点検及び調整)</p> <p>第63条 観測に使用する機器は、適宜、点検及び調整を行うものとする。<u>なお、観測による視準線誤差の点検調整における読定単位及び許容範囲は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1581 1906 2531 1982"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級レベル</th> <th>2級レベル</th> <th>3級レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1級レベル	2級レベル	3級レベル	項目				表現の適正化																																		
区分	1級レベル	2級レベル	3級レベル																																																	
項目																																																				
区分	1級レベル	2級レベル	3級レベル																																																	
項目																																																				

改正案					現行（令和2年3月31日一部改正）					コメント																																																																				
読定単位	0.01mm	0.1mm	1mm		読定単位	0.01mm	0.1mm	1mm																																																																						
許容範囲	0.3mm	0.3mm	3mm		許容範囲	0.3mm	0.3mm	3mm																																																																						
<p>2 点検調整は、観測着手前に次の項目について行い、水準測量作業用電卓又は観測手簿に記録する。ただし、1級水準測量及び2級水準測量では、観測期間中おおむね<u>10日ごと</u>に行うものとする。</p> <p>一 気泡管レベルは、円形水準器及び主水準器軸と視準線との平行性の点検調整を行うものとする。</p> <p>二 自動レベル、電子レベルは、円形水準器及び視準線の点検調整並びにコンペンセータの点検を行うものとする。</p> <p>三 標尺付属水準器の点検を行うものとする。</p>					<p>2 点検調整は、観測着手前に次の項目について行い、水準測量作業用電卓又は観測手簿に記録する。ただし、1級水準測量及び2級水準測量では、観測期間中おおむね<u>10日ごと</u>行うものとする。</p> <p>一 気泡管レベルは、円形水準器及び主水準器軸と視準線との平行性の点検調整を行うものとする。</p> <p>二 自動レベル、電子レベルは、円形水準器及び視準線の点検調整並びにコンペンセータの点検を行うものとする。</p> <p>三 標尺付属水準器の点検を行うものとする。</p>					表現の適正化																																																																				
<p><b>（観測の実施）</b>  <b>第64条</b> 観測は、水準路線図に基づき、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 直接水準測量</p> <p>一 観測は、標尺目盛及びレベルと後視又は前視標尺との距離（以下「視準距離」という。）を読定するものとする。</p> <p>イ 視準距離及び標尺目盛の読定単位は<u>次表を標準とし</u>、視準距離はメートル単位で読定するものとする。</p>					<p><b>（観測の実施）</b>  <b>第64条</b> 観測は、水準路線図に基づき、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 直接水準測量</p> <p>一 観測は、標尺目盛及びレベルと後視又は前視標尺との距離（以下「視準距離」という。）を読定するものとする。</p> <p>イ 視準距離及び標尺目盛の読定単位は、<u>次表を標準とする。なお</u>、視準距離はメートル単位で読定するものとする。</p>					表現の適正化																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 項目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> <th>簡易水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視準距離</td> <td>最大50m</td> <td>最大60m</td> <td>最大70m</td> <td>最大70m</td> <td>最大80m</td> </tr> <tr> <td>読定単位</td> <td>0.1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> </tr> </tbody> </table>					区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量	視準距離	最大50m	最大60m	最大70m	最大70m	最大80m	読定単位	0.1mm	1mm	1mm	1mm	1mm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 項目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> <th>簡易水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視準距離</td> <td>最大50m</td> <td>最大60m</td> <td>最大70m</td> <td>最大70m</td> <td>最大80m</td> </tr> <tr> <td>読定単位</td> <td>0.1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> </tr> </tbody> </table>					区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量	視準距離	最大50m	最大60m	最大70m	最大70m	最大80m	読定単位	0.1mm	1mm	1mm	1mm	1mm																																	
区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																																																																									
視準距離	最大50m	最大60m	最大70m	最大70m	最大80m																																																																									
読定単位	0.1mm	1mm	1mm	1mm	1mm																																																																									
区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																																																																									
視準距離	最大50m	最大60m	最大70m	最大70m	最大80m																																																																									
読定単位	0.1mm	1mm	1mm	1mm	1mm																																																																									
<p>ロ 観測は、1視準1読定とし、標尺の読定方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 項目</th> <th colspan="2">1級水準測量</th> <th colspan="2">2級水準測量</th> <th rowspan="2">3～4級水準測量 簡易水準測量</th> </tr> <tr> <th>気泡管レベル 自動レベル</th> <th>電子レベル</th> <th>気泡管レベル 自動レベル</th> <th>電子レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>後視小目盛</td> <td>後視</td> <td>後視小目盛</td> <td>後視</td> <td>後視</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前視小目盛</td> <td>前視</td> <td>後視大目盛</td> <td>後視</td> <td>前視</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>前視大目盛</td> <td>前視</td> <td>前視小目盛</td> <td>前視</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>後視大目盛</td> <td>後視</td> <td>前視大目盛</td> <td>前視</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					区分 項目	1級水準測量		2級水準測量		3～4級水準測量 簡易水準測量	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	1	後視小目盛	後視	後視小目盛	後視	後視	2	前視小目盛	前視	後視大目盛	後視	前視	3	前視大目盛	前視	前視小目盛	前視	—	4	後視大目盛	後視	前視大目盛	前視	—	<p>ロ 観測は、1視準1読定とし、標尺の読定方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 項目</th> <th colspan="2">1級水準測量</th> <th colspan="2">2級水準測量</th> <th rowspan="2">3～4級水準測量 簡易水準測量</th> </tr> <tr> <th>気泡管レベル 自動レベル</th> <th>電子レベル</th> <th>気泡管レベル 自動レベル</th> <th>電子レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>後視小目盛</td> <td>後視</td> <td>後視小目盛</td> <td>後視</td> <td>後視</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前視小目盛</td> <td>前視</td> <td>後視大目盛</td> <td>後視</td> <td>前視</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>前視大目盛</td> <td>前視</td> <td>前視小目盛</td> <td>前視</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>後視大目盛</td> <td>後視</td> <td>前視大目盛</td> <td>前視</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					区分 項目	1級水準測量		2級水準測量		3～4級水準測量 簡易水準測量	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	1	後視小目盛	後視	後視小目盛	後視	後視	2	前視小目盛	前視	後視大目盛	後視	前視	3	前視大目盛	前視	前視小目盛	前視	—	4	後視大目盛	後視	前視大目盛	前視	—	
区分 項目	1級水準測量		2級水準測量			3～4級水準測量 簡易水準測量																																																																								
	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル																																																																										
1	後視小目盛	後視	後視小目盛	後視	後視																																																																									
2	前視小目盛	前視	後視大目盛	後視	前視																																																																									
3	前視大目盛	前視	前視小目盛	前視	—																																																																									
4	後視大目盛	後視	前視大目盛	前視	—																																																																									
区分 項目	1級水準測量		2級水準測量		3～4級水準測量 簡易水準測量																																																																									
	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル																																																																										
1	後視小目盛	後視	後視小目盛	後視	後視																																																																									
2	前視小目盛	前視	後視大目盛	後視	前視																																																																									
3	前視大目盛	前視	前視小目盛	前視	—																																																																									
4	後視大目盛	後視	前視大目盛	前視	—																																																																									
<p>二 観測は、簡易水準測量を除き、往復観測とする。</p> <p>三 標尺は、2本1組とし、往路<u>及び復路の観測</u>において標尺を交換するものとし、測点数は偶数とする。</p> <p>四 1級水準測量においては、観測の開始時、終了時及び固定点到着時ごとに、気温を1度単位で測定するものとする。</p> <p>五 視準距離は等しく、かつ、レベルはできる限り両標尺を結ぶ直線上に設置するものとする。</p> <p>六 往復観測を行う水準測量において、水準点間の測点数が多い場合は、適宜固定点を設け、往路及び復路の観測に共通して使用するものとする。</p> <p>七 1級水準測量においては、標尺の下方20センチメートル以下を読定しないものとする。</p> <p>八 1日の観測は、水準点で終わることを原則とする。<u>ただし</u>、やむを得ず固定点で終わる場合は、観測の再開時に固定点の異常の有無を点検できるような方法で行うものとする。</p>					<p>二 観測は、簡易水準測量を除き、往復観測とする。</p> <p>三 標尺は、2本1組とし、往路<u>と復路との観測</u>において標尺を交換するものとし、測点数は偶数とする。</p> <p>四 1級水準測量においては、観測の開始時、終了時及び固定点到着時ごとに、気温を1度単位で測定するものとする。</p> <p>五 視準距離は等しく、かつ、レベルはできる限り両標尺を結ぶ直線上に設置するものとする。</p> <p>六 往復観測を行う水準測量において、水準点間の測点数が多い場合は、適宜固定点を設け、往路及び復路の観測に共通して使用するものとする。</p> <p>七 1級水準測量においては、標尺の下方20センチメートル以下を読定しないものとする。</p> <p>八 1日の観測は、水準点で終わることを原則とする。<u>なお</u>、やむを得ず固定点で終わる場合は、観測の再開時に固定点の異常の有無を点検できるような方法で行うものとする。</p>					表現の適正化																																																																				
<p>3 渡海（河）水準測量</p> <p>一 観測は、交互法、経緯儀法又は俯仰ねじ法のいずれかにより行うものとする。</p>					<p>3 渡海（河）水準測量</p> <p>一 観測は、交互法、経緯儀法又は俯仰ねじ法のいずれかにより行うものとする。</p>					表現の適正化																																																																				

改正案					現行（令和2年3月31日一部改正）					コメント
二 観測のセット数、読定単位等は、次表を標準とする。					二 観測のセット数、読定単位等は、次表を標準とする。					表現の適正化
測量方法		交互法	経緯儀法	俯仰ねじ法	測量方法		交互法	経緯儀法	俯仰ねじ法	
項目					項目					
観測距離(S)		0.3km (0.45km) まで	1 km まで	2 km まで	観測距離(S)		300m (450m) まで	1 km まで	2 km まで	
使用機器の性能		1 級レベル 1 級標尺	1 級トータルステーション 1 級セオドライト 1 級レベル、1 級標尺 (2 級レベル)	俯仰ねじを有する 1 級レベル 1 級標尺	使用機器の性能		1 級レベル 1 級標尺	1 級トータルステーション 1 級セオドライト 1 級レベル、1 級標尺 (2 級レベル)	俯仰ねじを有する 1 級レベル 1 級標尺	
使用機器の数量		1 式	2 式		使用機器の数量		1 式	2 式		
観測条件		——	両岸で同時観測		観測条件		——	両岸で同時観測		
目標板白線の太さ		40mm × S	——	40mm × S	目標板白線の太さ		40mm × S	——	40mm × S	
観測時間帯		観測地点の南中時前3時間、後4時間の間に行う			観測時間帯		観測地点の南中時前3時間、後4時間の間に行う			
セット数(n)		60 × S	80 × S		セット数(n)		60 × S	80 × S		
観測日数		n / 25	n / 40		観測日数		n / 25	n / 40		
目標(標尺)の読定単位	自岸	0.1mm (1mm)	1秒	0.1mm (1mm)	目標(標尺)の読定単位	自岸	0.1mm (1mm)	1秒	0.1mm (1mm)	
	対岸	1mm	1秒 距離1mm	俯仰ねじ目盛の 1/10		対岸	1mm	1秒 距離1mm	俯仰ねじ目盛の 1/10	
計算単位	自岸器械高	——	0.1mm (1mm)	——	計算単位	自岸器械高	——	0.1mm (1mm)	——	
	対岸目標高	——	0.1mm (1mm)	0.1mm (1mm)		対岸目標高	——	0.1mm (1mm)	0.1mm (1mm)	
高度定数の較差の許容範囲		——	5秒 (7秒)	——	高度定数の較差の許容範囲		——	5秒 (7秒)	——	
距離の測定		——	第37条及び第38条を準用する		距離の測定		——	第37条及び第38条を準用する		
観測方法		自岸標尺1回、対岸標尺5回、自岸標尺1回の順にそれぞれ1視準1読定を行い、これを1セットとする。 <u>1日の全セット数のほぼ中間で、レベル及び標尺を対岸に移し替えて同様の観測を行う。</u>	対岸の観測は鉛直角観測により行い望遠鏡右及び左の位置で1視準1読定を1対回とする2対回の観測を行う。これを1セットとする。自岸の観測は対岸観測(1セット)の前後に渡海水準点に立てた標尺の任意2か所の目盛を視準し、鉛直角観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を1セットとする。1日のセット数は20～60セットを標準とする。全セット数のほぼ中間で両岸の器械及び標尺を入れ替え同様の観測を行う。	自岸の標尺目盛を1視準1読定した後に、対岸目標板下段位置、レベルの水平位置、対岸目標板上段位置の3か所の俯仰ねじ目盛を読み取り、再び、対岸目標板上段、レベルの水平位置、対岸目標板下段位置の観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を1セットとする。1日のセット数は20～60セットを標準とする。 <u>全セット数のほぼ中間で両岸の器械及び標尺を入れ替え同様の観測を行う。</u>	観測方法		自岸標尺1回、対岸標尺5回、自岸標尺1回の順にそれぞれ1視準1読定を行い、これを1セットとする。 <u>1日の全観測セットの1/2を経過した時点で、レベルと標尺を対岸に移し替えて同様の観測を行う。</u>	対岸の観測は鉛直角観測により行い望遠鏡右及び左の位置で1視準1読定を1対回とする2対回の観測を行う。これを1セットとする。自岸の観測は対岸観測(1セット)の前後に渡海水準点に立てた標尺の任意2か所の目盛を視準し、鉛直角観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を1セットとする。1日のセット数は20～60セットを標準とする。全セット数のほぼ中間で両岸の器械、標尺を入れ替え同様の観測を行う。	自岸の標尺目盛を1視準1読定した後に、対岸目標板下段位置、レベルの水平位置、対岸目標板上段位置の3か所の俯仰ねじ目盛を読み取り、再び、対岸目標板上段、レベルの水平位置、対岸目標板下段位置の観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を1セットとする。1日のセット数は20～60セットを標準とする。 <u>全セットのほぼ中間で両岸の器械、標尺を入れ替え同様の観測を行う。</u>	
備考		1. Sは、観測距離(km単位)、観測日数欄の数字は1日当たりの標準セット数とする。 2. 観測セット数及び日数の算定において、観測距離(km単位)を小数点以下1位まで求め、乗算後の端数は切り上げて整数とする。 3. 偶数セットの観測を行い、観測日数が1日に満たない場合は、1日に切り上げる。 4. 表中の( )内は2～4級水準測量に適用する。			備考		1. Sは、観測距離(km単位)、観測日数欄の数字は1日当たりの標準セット数とする。 2. 観測セット数及び日数の算定において、観測距離(km単位)を小数点以下1位まで求め、乗算後の端数は切り上げて整数とする。 3. 偶数セットの観測を行い、観測日数が1日に満たない場合は、1日に切り上げる。 4. 表中の( )内は2～4級水準測量に適用する。			

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																														
<p>4 新設点の観測は、永久標識の設置後24時間以上経過してから行うものとする。</p> <p>（再測）</p> <p><b>第65条</b> 1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量及び4級水準測量の観測において、水準点及び固定点によって区分された区間の往復観測値の較差が、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。</p> <p>一 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="151 338 1288 527"> <tr> <th>区 分 項 目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> </tr> <tr> <td>往復観測値の較差</td> <td><math>2.5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>10\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>20\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="4">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </table> <p>二 1級水準測量及び2級水準測量の再測は、同方向の観測値を採用しないものとする。</p>	区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	往復観測値の較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。				<p>4 新設点の観測は、永久標識の設置後24時間以上経過してから行うものとする。</p> <p>（再測）</p> <p><b>第65条</b> 1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量及び4級水準測量の観測において、水準点及び固定点によって区分された区間の往復観測値の較差が、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。</p> <p>一 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1495 338 2632 527"> <tr> <th>区 分 項 目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> </tr> <tr> <td>往復観測値の較差</td> <td><math>2.5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>10\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>20\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="4">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </table> <p>二 1級水準測量及び2級水準測量の再測は、同方向の観測値を採用しないものとする。</p>	区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	往復観測値の較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。				
区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量																												
往復観測値の較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$																												
備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																															
区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量																												
往復観測値の較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$																												
備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																															
<p>（検測）</p> <p><b>第66条</b> 1級水準測量及び2級水準測量においては、既知点と隣接する他の既設点間の検測を、<u>次の各号のとおり</u>行うものとする。</p> <p><u>一 検測は片道観測を原則とする。</u></p> <p><u>二 検測における結果と前回の観測高低差又は測量成果の高低差との較差の許容範囲は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="296 827 1145 1058"> <tr> <th>区 分 項 目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> </tr> <tr> <td>前回の観測高低差との較差</td> <td><math>2.5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>測量成果の高低差との較差</td> <td colspan="2"><math>15\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </table>	区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	前回の観測高低差との較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	測量成果の高低差との較差	$15\text{mm}\sqrt{S}$		備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。		<p>（検測）</p> <p><b>第66条</b> 1級水準測量及び2級水準測量においては、既知点と隣接する他の既設点間の検測を行うものとする。<u>なお、検測における結果と前回の観測高低差、又は測量成果の高低差との較差の許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、片道観測を原則とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1635 827 2484 1058"> <tr> <th>区 分 項 目</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> </tr> <tr> <td>前回の観測高低差との較差</td> <td><math>2.5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>測量成果の高低差との較差</td> <td colspan="2"><math>15\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </table>	区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	前回の観測高低差との較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	測量成果の高低差との較差	$15\text{mm}\sqrt{S}$		備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。		表現の適正化						
区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量																														
前回の観測高低差との較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$																														
測量成果の高低差との較差	$15\text{mm}\sqrt{S}$																															
備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																															
区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量																														
前回の観測高低差との較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$																														
測量成果の高低差との較差	$15\text{mm}\sqrt{S}$																															
備 考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																															
<p><b>第6節 計算</b></p>	<p><b>第6節 計算</b></p>																															
<p>（要旨）</p> <p><b>第67条</b> <u>この章</u>において「計算」とは、新点の標高を求めるため、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 標尺補正計算及び正規正標高補正計算（楕円補正）は、1級水準測量及び2級水準測量について行う。ただし、1級水準測量においては、正規正標高補正計算に代えて正標高補正計算（実測の重力値による補正）を用いることができる。また、2級水準測量における標尺補正計算は、水準点間の高低差が70メートル以上の場合に行うものとし、標尺補正量は、気温20度における標尺改正数を用いて計算するものとする。</p> <p>二 変動補正計算は、地盤沈下調査を目的とする水準測量について、基準日を設けて行うものとする。</p> <p>三 計算は、第64条第2項第一号イの表の読定単位まで算出するものとする。</p>	<p>（要旨）</p> <p><b>第67条</b> <u>本章</u>において「計算」とは、新点の標高を求めるため、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 標尺補正計算及び正規正標高補正計算（楕円補正）は、1級水準測量及び2級水準測量について行う。ただし、1級水準測量においては、正規正標高補正計算に代えて正標高補正計算（実測の重力値による補正）を用いることができる。また、2級水準測量における標尺補正計算は、水準点間の高低差が70メートル以上の場合に行うものとし、標尺補正量は、気温20度における標尺改正数を用いて計算するものとする。</p> <p>二 変動補正計算は、地盤沈下調査を目的とする水準測量について、基準日を設けて行うものとする。</p> <p>三 計算は、第64条第2項第一号イの表の読定単位まで算出するものとする。</p>	表現の適正化																														
<p>（計算の方法）</p> <p><b>第68条</b> 計算は、付録6の計算式<u>のほか、これと同精度又は</u>これを上回る精度を有することが確認できる場合には、当該計算式を使用することができるものとする。</p>	<p>（計算の方法）</p> <p><b>第68条</b> 計算は、付録6の計算式、<u>又はこれと同精度若しくは</u>これを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができるものとする。</p>	表現の適正化																														
<p>（点検計算及び再測）</p> <p><b>第69条</b> 点検計算は、観測終了後に行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 全ての単位水準環（新設水準路線によって形成された水準環で、その内部に水準路線のないものをいう。以下同じ。）及び次の条件により選定された全ての点検路線について、環閉合差及び既知点から既知点までの閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。</p> <p>イ 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。</p> <p>ロ 全ての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>ハ 全ての単位水準環は、路線の一部を点検路線と重複させるものとする。</p> <p>二 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="115 1934 1323 1974"> <tr> <th>区 分</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> <th>簡易水準測量</th> </tr> </table>	区 分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量	<p>（点検計算及び再測）</p> <p><b>第69条</b> 点検計算は、観測終了後に行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 全ての単位水準環（新設水準路線によって形成された水準環で、その内部に水準路線のないものをいう。以下同じ。）及び次の条件により選定された全ての点検路線について、環閉合差及び既知点から既知点までの閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。</p> <p>イ 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。</p> <p>ロ 全ての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>ハ 全ての単位水準環は、路線の一部を点検路線と重複させるものとする。</p> <p>二 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1460 1934 2668 1974"> <tr> <th>区 分</th> <th>1級水準測量</th> <th>2級水準測量</th> <th>3級水準測量</th> <th>4級水準測量</th> <th>簡易水準測量</th> </tr> </table>	区 分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																			
区 分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																											
区 分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																											

改正案						現行（令和2年3月31日一部改正）						コメント																																																
<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環閉合差</td> <td>2mm√S</td> <td>5mm√S</td> <td>10mm√S</td> <td>20mm√S</td> <td>40mm√S</td> </tr> <tr> <td>既知点から既知点までの閉合差</td> <td>15mm√S</td> <td>15mm√S</td> <td>15mm√S</td> <td>25mm√S</td> <td>50mm√S</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </table>						項目						環閉合差	2mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S	40mm√S	既知点から既知点までの閉合差	15mm√S	15mm√S	15mm√S	25mm√S	50mm√S	備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。					<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環閉合差</td> <td>2mm√S</td> <td>5mm√S</td> <td>10mm√S</td> <td>20mm√S</td> <td>40mm√S</td> </tr> <tr> <td>既知点から既知点までの閉合差</td> <td>15mm√S</td> <td>15mm√S</td> <td>15mm√S</td> <td>25mm√S</td> <td>50mm√S</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </table>						項目						環閉合差	2mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S	40mm√S	既知点から既知点までの閉合差	15mm√S	15mm√S	15mm√S	25mm√S	50mm√S	備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。					表現の適正化
項目																																																												
環閉合差	2mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S	40mm√S																																																							
既知点から既知点までの閉合差	15mm√S	15mm√S	15mm√S	25mm√S	50mm√S																																																							
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																																																											
項目																																																												
環閉合差	2mm√S	5mm√S	10mm√S	20mm√S	40mm√S																																																							
既知点から既知点までの閉合差	15mm√S	15mm√S	15mm√S	25mm√S	50mm√S																																																							
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																																																											
<p>2 点検計算の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>						<p>2 点検計算の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>																																																						
<p>(平均計算)</p> <p>第70条 平均計算は、次により行うものとする。</p> <p>一 直接水準測量の平均計算は、距離の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式を用いて行うものとする。</p> <p>二 直接水準測量及び渡海（河）水準測量が混合する路線の平均計算は、標準偏差の二乗の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式により行うものとする。</p> <p>三 平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1級水準測量</td> <td>2級水準測量</td> <td>3級水準測量</td> <td>4級水準測量</td> <td>簡易水準測量</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位重量当たりの観測の標準偏差</td> <td>2mm</td> <td>5mm</td> <td>10mm</td> <td>20mm</td> <td>40mm</td> </tr> </table>						区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量	項目						単位重量当たりの観測の標準偏差	2mm	5mm	10mm	20mm	40mm	<p>(平均計算)</p> <p>第70条 平均計算は、次により行うものとする。</p> <p>一 直接水準測量の平均計算は、距離の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式を用いて行うものとする。</p> <p>二 直接水準測量と渡海（河）水準測量が混合する路線の平均計算は、標準偏差の二乗の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式により行うものとする。</p> <p>三 平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1級水準測量</td> <td>2級水準測量</td> <td>3級水準測量</td> <td>4級水準測量</td> <td>簡易水準測量</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位重量当たりの観測の標準偏差</td> <td>2mm</td> <td>5mm</td> <td>10mm</td> <td>20mm</td> <td>40mm</td> </tr> </table>						区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量	項目						単位重量当たりの観測の標準偏差	2mm	5mm	10mm	20mm	40mm	表現の適正化												
区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																																																							
項目																																																												
単位重量当たりの観測の標準偏差	2mm	5mm	10mm	20mm	40mm																																																							
区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量																																																							
項目																																																												
単位重量当たりの観測の標準偏差	2mm	5mm	10mm	20mm	40mm																																																							
<p>2 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいと確認されたものを使用するものとする。</p> <p>3 平均計算の結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>						<p>2 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいと確認されたものを使用するものとする。</p> <p>3 平均計算の結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>																																																						
<p><b>第7節 品質評価</b></p> <p>(品質評価)</p> <p>第71条 水準点成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>						<p><b>第7節 品質評価</b></p> <p>(品質評価)</p> <p>第71条 水準点成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>																																																						
<p><b>第8節 成果等の整理</b></p> <p>(メタデータの作成)</p> <p>第72条 水準点成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>						<p><b>第8節 成果等の整理</b></p> <p>(メタデータの作成)</p> <p>第72条 水準点成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>																																																						
<p>(成果等)</p> <p>第73条 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 観測手簿</li> <li>二 観測成果表及び平均成果表</li> <li>三 水準路線図</li> <li>四 計算簿</li> <li>五 平均図</li> <li>六 点の記</li> <li>七 成果数値データ</li> <li>八 建標承諾書</li> <li>九 測量標設置位置通知書</li> <li>十 測量標の地上写真</li> <li>十一 基準点現況調査報告書</li> <li>十二 精度管理表</li> <li>十三 品質評価表</li> <li>十四 点検測量簿</li> <li>十五 メタデータ</li> <li>十六 その他の資料</li> </ol>						<p>(成果等)</p> <p>第73条 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 観測手簿</li> <li>二 観測成果表及び平均成果表</li> <li>三 水準路線図</li> <li>四 計算簿</li> <li>五 平均図</li> <li>六 点の記</li> <li>七 成果数値データ</li> <li>八 建標承諾書</li> <li>九 測量標設置位置通知書</li> <li>十 測量標の地上写真</li> <li>十一 基準点現況調査報告書</li> <li>十二 精度管理表</li> <li>十三 品質評価表</li> <li>十四 点検測量簿</li> <li>十五 メタデータ</li> <li>十六 その他の資料</li> </ol>																																																						

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																																																																														
<b>第4章 GNSS測量機による水準測量</b>	<b>第4章 GNSS測量機による水準測量</b>																																																																																															
<b>第1節 要旨</b>	<b>第1節 要旨</b>																																																																																															
<p>(要旨)</p> <p>第74条 「GNSS測量機による水準測量」とは、既知点に基づき、GNSS測量機を用いて、新設する水準点の標高を定める作業をいう。</p> <p>2 GNSS測量機による水準測量は、<u>この章</u>で規定する既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等により3級水準測量とし、設置される水準点の区分は第47条第3項に準ずるものとする。</p> <p>3 GNSS測量機による水準測量の適用範囲は、ジオイド・モデルの提供地域とする。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第74条 「GNSS測量機による水準測量」とは、既知点に基づき、GNSS測量機を用いて、新設する水準点の標高を定める作業をいう。</p> <p>2 GNSS測量機による水準測量は、<u>本章</u>で規定する既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等により3級水準測量とし、設置される水準点の区分は第47条第3項に準ずるものとする。</p> <p>3 GNSS測量機による水準測量の適用範囲は、ジオイド・モデルの提供地域とする。</p>	表現の適正化																																																																																														
<p>(既知点の種類)</p> <p>第75条 既知点の種類は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="160 564 1279 758"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>3級水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既知点の種類</td> <td></td> <td>一～二等水準点 電子基準点（「標高区分：水準測量による」に限る。） 1～2級水準点</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	3級水準測量	既知点の種類		一～二等水準点 電子基準点（「標高区分：水準測量による」に限る。） 1～2級水準点	<p>(既知点の種類)</p> <p>第75条 既知点の種類は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1501 564 2620 758"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>3級水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既知点の種類</td> <td></td> <td>一～二等水準点 電子基準点（「標高区分：水準測量による」に限る） 1～2級水準点</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	3級水準測量	既知点の種類		一～二等水準点 電子基準点（「標高区分：水準測量による」に限る） 1～2級水準点																																																																																			
項目	区分	3級水準測量																																																																																														
既知点の種類		一～二等水準点 電子基準点（「標高区分：水準測量による」に限る。） 1～2級水準点																																																																																														
項目	区分	3級水準測量																																																																																														
既知点の種類		一～二等水準点 電子基準点（「標高区分：水準測量による」に限る） 1～2級水準点																																																																																														
<p>(GNSS測量機による水準測量の方式)</p> <p>第76条 GNSS測量機による水準測量の作業方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="148 869 1291 1948"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">区分</th> <th>条件等</th> </tr> <tr> <th colspan="3">3級水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量方式</td> <td colspan="3">結合多角方式 地形の状況等によりやむを得ないときは、単路線方式とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>既知点数</td> <td colspan="3">3点以上 単路線方式の場合は、2点とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>路線の辺数</td> <td colspan="3">6辺以下</td> </tr> <tr> <td>観測距離</td> <td colspan="3">6km以上、かつ、40km以下 1. 新点間距離も対象とする。 2. 既知点から新点又は新点から新点の距離が6km未満の場合は、第50条第一号に規定する直接水準測量方式による3級水準測量で行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>路線長</td> <td colspan="3">60km以下</td> </tr> <tr> <td>路線図形</td> <td colspan="3">新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線の内側に選点するものとする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>観測楕円体比高</td> <td colspan="3">700m以下を<u>標準とし</u>、700mを超える場合は日を変えて点検観測を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>偏心距離の制限</td> <td>既知点</td> <td colspan="2">500m未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新点</td> <td colspan="2">250m未満</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">1. 「路線の辺数」は、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までを対象とする。 2. 「路線長」は、既知点から他の既知点までを構成する基線長の合計をいう。 3. 観測楕円体比高が700mを超える等の誤差要因となる可能性が高い観測点においては、点検観測を行い、良否を判定するものとする。 <u>この</u>点検観測は、点検測量を兼ねることができるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分		条件等	3級水準測量			測量方式	結合多角方式 地形の状況等によりやむを得ないときは、単路線方式とすることができる。			既知点数	3点以上 単路線方式の場合は、2点とすることができる。			路線の辺数	6辺以下			観測距離	6km以上、かつ、40km以下 1. 新点間距離も対象とする。 2. 既知点から新点又は新点から新点の距離が6km未満の場合は、第50条第一号に規定する直接水準測量方式による3級水準測量で行うものとする。			路線長	60km以下			路線図形	新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線の内側に選点するものとする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。			観測楕円体比高	700m以下を <u>標準とし</u> 、700mを超える場合は日を変えて点検観測を行うものとする。			偏心距離の制限	既知点	500m未満			新点	250m未満		備考	1. 「路線の辺数」は、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までを対象とする。 2. 「路線長」は、既知点から他の既知点までを構成する基線長の合計をいう。 3. 観測楕円体比高が700mを超える等の誤差要因となる可能性が高い観測点においては、点検観測を行い、良否を判定するものとする。 <u>この</u> 点検観測は、点検測量を兼ねることができるものとする。			<p>(GNSS測量機による水準測量の方式)</p> <p>第76条 GNSS測量機による水準測量の作業方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1489 869 2632 1948"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">区分</th> <th>条件等</th> </tr> <tr> <th colspan="3">3級水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量方式</td> <td colspan="3">結合多角方式 地形の状況等によりやむを得ないときは、単路線方式とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>既知点数</td> <td colspan="3">3点以上 単路線方式の場合は、2点とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>路線の辺数</td> <td colspan="3">6辺以下</td> </tr> <tr> <td>観測距離</td> <td colspan="3">6km以上、かつ、40km以下 1. 新点間距離も対象とする。 2. 既知点から新点又は新点から新点の距離が6km未満の場合は、第50条第一号に規定する直接水準測量方式による3級水準測量で行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>路線長</td> <td colspan="3">60km以下</td> </tr> <tr> <td>路線図形</td> <td colspan="3">新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線の内側に選点するものとする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>観測楕円体比高</td> <td colspan="3">700m以下を<u>標準とする</u>。なお、700mを超える場合は日を変えて点検観測を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>偏心距離の制限</td> <td>既知点</td> <td colspan="2">500m未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新点</td> <td colspan="2">250m未満</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">1. 「路線の辺数」は、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までを対象とする。 2. 「路線長」は、既知点から他の既知点までを構成する基線長の合計をいう。 3. 観測楕円体比高が700mを超える等の誤差要因となる可能性が高い観測点においては、点検観測を行い、良否を判定するものとする。 <u>なお</u>、点検観測は、点検測量を兼ねることができるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分		条件等	3級水準測量			測量方式	結合多角方式 地形の状況等によりやむを得ないときは、単路線方式とすることができる。			既知点数	3点以上 単路線方式の場合は、2点とすることができる。			路線の辺数	6辺以下			観測距離	6km以上、かつ、40km以下 1. 新点間距離も対象とする。 2. 既知点から新点又は新点から新点の距離が6km未満の場合は、第50条第一号に規定する直接水準測量方式による3級水準測量で行うものとする。			路線長	60km以下			路線図形	新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線の内側に選点するものとする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。			観測楕円体比高	700m以下を <u>標準とする</u> 。なお、700mを超える場合は日を変えて点検観測を行うものとする。			偏心距離の制限	既知点	500m未満			新点	250m未満		備考	1. 「路線の辺数」は、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までを対象とする。 2. 「路線長」は、既知点から他の既知点までを構成する基線長の合計をいう。 3. 観測楕円体比高が700mを超える等の誤差要因となる可能性が高い観測点においては、点検観測を行い、良否を判定するものとする。 <u>なお</u> 、点検観測は、点検測量を兼ねることができるものとする。			表現の適正化
項目		区分		条件等																																																																																												
	3級水準測量																																																																																															
測量方式	結合多角方式 地形の状況等によりやむを得ないときは、単路線方式とすることができる。																																																																																															
既知点数	3点以上 単路線方式の場合は、2点とすることができる。																																																																																															
路線の辺数	6辺以下																																																																																															
観測距離	6km以上、かつ、40km以下 1. 新点間距離も対象とする。 2. 既知点から新点又は新点から新点の距離が6km未満の場合は、第50条第一号に規定する直接水準測量方式による3級水準測量で行うものとする。																																																																																															
路線長	60km以下																																																																																															
路線図形	新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線の内側に選点するものとする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。																																																																																															
観測楕円体比高	700m以下を <u>標準とし</u> 、700mを超える場合は日を変えて点検観測を行うものとする。																																																																																															
偏心距離の制限	既知点	500m未満																																																																																														
	新点	250m未満																																																																																														
備考	1. 「路線の辺数」は、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までを対象とする。 2. 「路線長」は、既知点から他の既知点までを構成する基線長の合計をいう。 3. 観測楕円体比高が700mを超える等の誤差要因となる可能性が高い観測点においては、点検観測を行い、良否を判定するものとする。 <u>この</u> 点検観測は、点検測量を兼ねることができるものとする。																																																																																															
項目	区分		条件等																																																																																													
	3級水準測量																																																																																															
測量方式	結合多角方式 地形の状況等によりやむを得ないときは、単路線方式とすることができる。																																																																																															
既知点数	3点以上 単路線方式の場合は、2点とすることができる。																																																																																															
路線の辺数	6辺以下																																																																																															
観測距離	6km以上、かつ、40km以下 1. 新点間距離も対象とする。 2. 既知点から新点又は新点から新点の距離が6km未満の場合は、第50条第一号に規定する直接水準測量方式による3級水準測量で行うものとする。																																																																																															
路線長	60km以下																																																																																															
路線図形	新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線の内側に選点するものとする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。																																																																																															
観測楕円体比高	700m以下を <u>標準とする</u> 。なお、700mを超える場合は日を変えて点検観測を行うものとする。																																																																																															
偏心距離の制限	既知点	500m未満																																																																																														
	新点	250m未満																																																																																														
備考	1. 「路線の辺数」は、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までを対象とする。 2. 「路線長」は、既知点から他の既知点までを構成する基線長の合計をいう。 3. 観測楕円体比高が700mを超える等の誤差要因となる可能性が高い観測点においては、点検観測を行い、良否を判定するものとする。 <u>なお</u> 、点検観測は、点検測量を兼ねることができるものとする。																																																																																															



改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント
<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p><b>第77条</b> 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業計画</li> <li>二 選点</li> <li>三 測量標の設置</li> <li>四 観測</li> <li>五 計算</li> <li>六 品質評価</li> <li>七 成果等の整理</li> </ul>	<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p><b>第77条</b> 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業計画</li> <li>二 選点</li> <li>三 測量標の設置</li> <li>四 観測</li> <li>五 計算</li> <li>六 品質評価</li> <li>七 成果等の整理</li> </ul>	
<p><b>第2節 作業計画</b></p>	<p><b>第2節 作業計画</b></p>	
<p>（要旨）</p> <p><b>第78条</b> 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。</p>	<p>（要旨）</p> <p><b>第78条</b> 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。</p>	
<p><b>第3節 選点</b></p>	<p><b>第3節 選点</b></p>	
<p>（要旨）</p> <p><b>第79条</b> <u>この章</u>において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点（電子基準点を除く。）の現況を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p><b>第79条</b> <u>本章</u>において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点（電子基準点を除く。）の現況を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>（既知点の現況調査）</p> <p><b>第80条</b> 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。</p>	<p>（既知点の現況調査）</p> <p><b>第80条</b> 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。</p>	
<p>（新点の選定）</p> <p><b>第81条</b> 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。</p>	<p>（新点の選定）</p> <p><b>第81条</b> 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。</p>	
<p>（建標承諾書等）</p> <p><b>第82条</b> 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。</p>	<p>（建標承諾書等）</p> <p><b>第82条</b> 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。</p>	
<p>（選点図及び<u>平均図</u>の作成）</p> <p><b>第83条</b> 新点の位置を選定したときは、その位置、<u>路線等</u>を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。</p> <p>2 平均図は、選点図に基づいて作成する。ただし、平均図は計画機関の承認を得るものとする。</p>	<p>（選点図及び<u>平均図等</u>の作成）</p> <p><b>第83条</b> 新点の位置を選定したときは、その位置及び<u>路線等</u>を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。</p> <p>2 平均図は、選点図に基づいて作成する。ただし、平均図は計画機関の承認を得るものとする。</p>	表現の適正化
<p><b>第4節 測量標の設置</b></p>	<p><b>第4節 測量標の設置</b></p>	
<p>（要旨）</p> <p><b>第84条</b> <u>この章</u>において「測量標の設置」とは、新設点の位置に永久標識を設ける作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p><b>第84条</b> <u>本章</u>において「測量標の設置」とは、新設点の位置に永久標識を設ける作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>（永久標識の設置）</p> <p><b>第85条</b> 新設点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書を作成するものとする。</p> <p>2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。</p> <p>3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。</p> <p>4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p> <p>5 永久標識を設置した水準点については、第96条に規定する三次元網平均計算で求めた座標を成果数値データファイルに記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 記載は、0.1メートル位まで記入するものとする。</li> <li>二 偏心点を設けた場合の原点の座標は、第59条に規定する測定方法により求めるものとする。</li> </ul>	<p>（永久標識の設置）</p> <p><b>第85条</b> 新設点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書を作成するものとする。</p> <p>2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。</p> <p>3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。</p> <p>4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。</p> <p>5 永久標識を設置した水準点については、第96条に規定する三次元網平均計算で求めた座標を成果数値データファイルに記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 記載は、0.1メートル位まで記入するものとする。</li> <li>二 偏心点を設けた場合の原点の座標は、第59条に規定する測定方法により求めるものとする。</li> </ul>	
<p>（点の記の作成）</p> <p><b>第86条</b> 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。</p> <p>2 点の記の備考欄には「GNSS測量機による水準測量」と記入するものとする。</p>	<p>（点の記の作成）</p> <p><b>第86条</b> 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。</p> <p>2 点の記の備考欄には「GNSS測量機による水準測量」と記入するものとする。</p>	
<p><b>第5節 観測</b></p>	<p><b>第5節 観測</b></p>	
<p>（要旨）</p> <p><b>第87条</b> <u>この章</u>において「観測」とは、平均図等に基づき、GNSS観測により、関係点間の高低差を観測する</p>	<p>（要旨）</p> <p><b>第87条</b> <u>本章</u>において「観測」とは、平均図等に基づき、GNSS観測により、関係点間の高低差を観測する作</p>	表現の適正化

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																																																						
<p>作業をいう。</p> <p>（機器）</p> <p>第88条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="136 260 1302 495"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>性能</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級GNSS測量機</td> <td rowspan="3">別表1による</td> <td rowspan="3">観測距離が10km未満の場合に使用できる。</td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> <td></td> <td>偏心要素の測定</td> </tr> <tr> <td>鋼巻尺</td> <td>JIS1級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器	性能	摘要	1級GNSS測量機	別表1による	観測距離が10km未満の場合に使用できる。	2級GNSS測量機	3級レベル	2級標尺		偏心要素の測定	鋼巻尺	JIS1級		<p>業をいう。</p> <p>（機器）</p> <p>第88条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1475 260 2641 495"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>性能</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級GNSS測量機</td> <td rowspan="3">別表1による</td> <td rowspan="3">観測距離が10km未満の場合に使用できる。</td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> <td></td> <td>偏心要素の測定</td> </tr> <tr> <td>鋼巻尺</td> <td>JIS1級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器	性能	摘要	1級GNSS測量機	別表1による	観測距離が10km未満の場合に使用できる。	2級GNSS測量機	3級レベル	2級標尺		偏心要素の測定	鋼巻尺	JIS1級																																												
機器	性能	摘要																																																																						
1級GNSS測量機	別表1による	観測距離が10km未満の場合に使用できる。																																																																						
2級GNSS測量機																																																																								
3級レベル																																																																								
2級標尺		偏心要素の測定																																																																						
鋼巻尺	JIS1級																																																																							
機器	性能	摘要																																																																						
1級GNSS測量機	別表1による	観測距離が10km未満の場合に使用できる。																																																																						
2級GNSS測量機																																																																								
3級レベル																																																																								
2級標尺		偏心要素の測定																																																																						
鋼巻尺	JIS1級																																																																							
<p>（機器の点検及び調整）</p> <p>第89条 観測に使用する機器の点検は、観測着手前及び観測期間中に適宜行い、必要に応じて機器の調整を行うものとする。</p>	<p>（機器の点検及び調整）</p> <p>第89条 観測に使用する機器の点検は、観測着手前及び観測期間中に適宜行い、必要に応じて機器の調整を行うものとする。</p>																																																																							
<p>（GNSS観測の実施）</p> <p>第90条 GNSS観測に当たり、計画機関の承認を得た平均図に基づき、観測図を作成するものとする。</p> <p>2 GNSS観測は、平均図等に基づき、第37条第2項第二号リ（1）に規定するスタティック法により行う。</p> <p>一 GNSS観測の方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="127 800 1308 1606"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>区分</th> <th>条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>3級水準測量</td> </tr> <tr> <td colspan="2">観測時間</td> <td></td> <td>5時間以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ取得間隔</td> <td></td> <td>30秒以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低高度角</td> <td></td> <td>15度を標準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">アンテナ高測定単位</td> <td></td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用衛星数</td> <td>GPS・準天頂衛星</td> <td></td> <td>5衛星以上</td> </tr> <tr> <td>GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星</td> <td></td> <td>6衛星以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">摘要</td> <td></td> <td> <p>1. GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。</p> <p>2. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、<u>GPS・準天頂衛星</u>及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>3. 電子基準点を使用する場合は、事前に稼働状況を確認するものとする。</p> <p>4. 観測距離が10km以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。10km未満の観測は2級以上の性能を有するGNSS測量機により行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で<u>行うことができる</u>ものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>二 アンテナ高（電子基準点を除く。）の測定は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼巻尺で標識上面からGNSSアンテナ底面までの距離を垂直に測定することを標準とする。</p> <p>ロ 測定は、観測前と観測後に各2回行うものとする。</p> <p>ハ 測定の許容範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（1）観測前と観測後の2回測定の較差は3ミリメートル以内とする。</p> <p>（2）観測前の平均値と観測後の平均値の較差は3ミリメートル以内とする。</p> <p>ニ アンテナ高は、観測前後4回の測定値の平均値とする。</p> <p>三 作業地域の気象条件等が次のようなときは、原則としてGNSS観測を行わないものとする。</p> <p>イ 台風又は熱帯低気圧が接近又は通過しているとき。</p>	項目		区分	条件等				3級水準測量	観測時間			5時間以上	データ取得間隔			30秒以下	最低高度角			15度を標準	アンテナ高測定単位			mm	使用衛星数	GPS・準天頂衛星		5衛星以上	GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星		6衛星以上	摘要			<p>1. GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。</p> <p>2. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、<u>GPS・準天頂衛星</u>及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>3. 電子基準点を使用する場合は、事前に稼働状況を確認するものとする。</p> <p>4. 観測距離が10km以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。10km未満の観測は2級以上の性能を有するGNSS測量機により行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で<u>行うことができる</u>ものとする。</p>	<p>（GNSS観測の実施）</p> <p>第90条 GNSS観測に当たり、計画機関の承認を得た平均図に基づき、観測図を作成するものとする。</p> <p>2 GNSS観測は、平均図等に基づき、第37条第2項第二号リ（1）に規定するスタティック法により行う。</p> <p>一 GNSS観測の方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1466 800 2647 1606"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>区分</th> <th>条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>3級水準測量</td> </tr> <tr> <td colspan="2">観測時間</td> <td></td> <td>5時間以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ取得間隔</td> <td></td> <td>30秒以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低高度角</td> <td></td> <td>15度を標準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">アンテナ高測定単位</td> <td></td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用衛星数</td> <td>GPS・準天頂衛星</td> <td></td> <td>5衛星以上</td> </tr> <tr> <td>GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星</td> <td></td> <td>6衛星以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">摘要</td> <td></td> <td> <p>1. GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。</p> <p>2. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、<u>GPS衛星</u>及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>3. 電子基準点を使用する場合は、事前に稼働状況を確認するものとする。</p> <p>4. 観測距離が10km以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。10km未満の観測は2級以上の性能を有するGNSS測量機により行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で<u>行う</u>ものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>二 アンテナ高（電子基準点を除く。）の測定は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼巻尺で標識上面からGNSSアンテナ底面までの距離を垂直に測定することを標準とする。</p> <p>ロ 測定は、観測前と観測後に各2回行うものとする。</p> <p>ハ 測定の許容範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（1）観測前と観測後の2回測定の較差は3ミリメートル以内とする。</p> <p>（2）観測前の平均値と観測後の平均値の較差は3ミリメートル以内とする。</p> <p>ニ アンテナ高は、観測前後4回の測定値の平均値とする。</p> <p>三 作業地域の気象条件等が次のようなときは、原則としてGNSS観測を行わないものとする。</p> <p>イ 台風又は熱帯低気圧が接近又は通過しているとき。</p>	項目		区分	条件等				3級水準測量	観測時間			5時間以上	データ取得間隔			30秒以下	最低高度角			15度を標準	アンテナ高測定単位			mm	使用衛星数	GPS・準天頂衛星		5衛星以上	GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星		6衛星以上	摘要			<p>1. GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。</p> <p>2. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、<u>GPS衛星</u>及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>3. 電子基準点を使用する場合は、事前に稼働状況を確認するものとする。</p> <p>4. 観測距離が10km以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。10km未満の観測は2級以上の性能を有するGNSS測量機により行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で<u>行う</u>ものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>
項目		区分	条件等																																																																					
			3級水準測量																																																																					
観測時間			5時間以上																																																																					
データ取得間隔			30秒以下																																																																					
最低高度角			15度を標準																																																																					
アンテナ高測定単位			mm																																																																					
使用衛星数	GPS・準天頂衛星		5衛星以上																																																																					
	GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星		6衛星以上																																																																					
摘要			<p>1. GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。</p> <p>2. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、<u>GPS・準天頂衛星</u>及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>3. 電子基準点を使用する場合は、事前に稼働状況を確認するものとする。</p> <p>4. 観測距離が10km以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。10km未満の観測は2級以上の性能を有するGNSS測量機により行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で<u>行うことができる</u>ものとする。</p>																																																																					
項目		区分	条件等																																																																					
			3級水準測量																																																																					
観測時間			5時間以上																																																																					
データ取得間隔			30秒以下																																																																					
最低高度角			15度を標準																																																																					
アンテナ高測定単位			mm																																																																					
使用衛星数	GPS・準天頂衛星		5衛星以上																																																																					
	GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星		6衛星以上																																																																					
摘要			<p>1. GNSS衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。</p> <p>2. GLONASS衛星を用いて観測する場合は、<u>GPS衛星</u>及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>3. 電子基準点を使用する場合は、事前に稼働状況を確認するものとする。</p> <p>4. 観測距離が10km以上の観測は、1級GNSS測量機により2周波で行う。10km未満の観測は2級以上の性能を有するGNSS測量機により行う。ただし、1級GNSS測量機による場合は2周波で<u>行う</u>ものとする。</p>																																																																					

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																						
ロ 寒冷前線、 <u>温暖前線等</u> が接近又は通過しているとき。 ハ 積乱雲の急速な発達や集中豪雨が予測される時。 ニ その他、大気遅延の影響を大きく受けると予測される時。	ロ 寒冷前線・ <u>温暖前線等</u> が接近又は通過しているとき。 ハ 積乱雲の急速な発達や集中豪雨が予測される時。 ニ その他、大気遅延の影響を大きく受けると予測される時。	表現の適正化																																						
<b>（観測値の点検及び再測）</b> <b>第91条</b> 観測値について点検を行い、GNSS観測の基線解析結果でFIX解を得られない場合は、再測するものとする。	<b>（観測値の点検及び再測）</b> <b>第91条</b> 観測値について点検を行い、GNSS観測の基線解析結果でFIX解を得られない場合は、再測するものとする。																																							
<b>（偏心要素の測定）</b> <b>第92条</b> 偏心点を設けた場合は、偏心要素である本点と偏心点間の高低差を測定するものとする。 2 偏心要素の測定は、次表を標準とし、許容範囲を超えた場合は再測するものとする。 <table border="1" data-bbox="160 489 1285 989"> <thead> <tr> <th rowspan="2">偏心距離</th> <th colspan="3">3級水準測量</th> </tr> <tr> <th>機器及び測定方法</th> <th>測定単位</th> <th>点検項目及び許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m未満</td> <td>レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて観測する場合は、往路及び復路の測点数を1点とすることができる。</td> <td>mm</td> <td>往復の較差 3mm</td> </tr> <tr> <td>100m以上 250m未満</td> <td>レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。</td> <td>mm</td> <td>往復の較差 5mm</td> </tr> <tr> <td>250m以上 500m未満</td> <td>レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。</td> <td>mm</td> <td>往復の較差 10mm√S S:測定距離（片道、km単位）</td> </tr> </tbody> </table> 3 既知点及び新点に偏心点を設けた場合の計算は、次のとおり行うものとする。 一 偏心点（既知点）の緯度、経度及び標高は次の方式により求めるものとする。 イ 標高は、本点（既知点）の標高に偏心要素を加えるものとする。 ロ 緯度及び経度は、偏心点（既知点）から最も近い電子基準点との基線解析により求めるものとする。 二 偏心点（既知点）の楕円体高は、当該偏心点の標高に、前号ロにより求めた緯度及び経度によるジオイド・モデルより求めたジオイド高を加えるものとする。 三 本点（新点）の標高は、第96条の三次元網平均計算で求めた偏心点（新点）の標高に偏心要素を加えるものとする。	偏心距離	3級水準測量			機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲	100m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて観測する場合は、往路及び復路の測点数を1点とすることができる。	mm	往復の較差 3mm	100m以上 250m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 5mm	250m以上 500m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 10mm√S S:測定距離（片道、km単位）	<b>（偏心要素の測定）</b> <b>第92条</b> 偏心点を設けた場合は、偏心要素である本点と偏心点間の高低差を測定するものとする。 2 偏心要素の測定は、次表を標準とし、許容範囲を超えた場合は再測するものとする。 <table border="1" data-bbox="1501 489 2626 989"> <thead> <tr> <th rowspan="2">偏心距離</th> <th colspan="3">3級水準測量</th> </tr> <tr> <th>機器及び測定方法</th> <th>測定単位</th> <th>点検項目及び許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m未満</td> <td>レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて観測する場合は、往路及び復路の測点数を1点とすることができる。</td> <td>mm</td> <td>往復の較差 3mm</td> </tr> <tr> <td>100m以上 250m未満</td> <td>レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。</td> <td>mm</td> <td>往復の較差 5mm</td> </tr> <tr> <td>250m以上 500m未満</td> <td>レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。</td> <td>mm</td> <td>往復の較差 10mm√S S:測定距離（片道、km単位）</td> </tr> </tbody> </table> 3 既知点及び新点に偏心点を設けた場合の計算は、次のとおり行うものとする。 一 偏心点（既知点）の緯度、経度及び標高は次の方式により求めるものとする。 イ 標高は、本点（既知点）の標高に偏心要素を加えるものとする。 ロ 緯度及び経度は、偏心点（既知点）から最も近い電子基準点との基線解析により求めるものとする。 二 偏心点（既知点）の楕円体高は、当該偏心点の標高に、前号ロにより求めた緯度及び経度によるジオイド・モデルより求めたジオイド高を加えるものとする。 三 本点（新点）の標高は、第96条の三次元網平均計算で求めた偏心点（新点）の標高に偏心要素を加えるものとする。	偏心距離	3級水準測量			機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲	100m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて観測する場合は、往路及び復路の測点数を1点とすることができる。	mm	往復の較差 3mm	100m以上 250m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 5mm	250m以上 500m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 10mm√S S:測定距離（片道、km単位）	
偏心距離		3級水準測量																																						
	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲																																					
100m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて観測する場合は、往路及び復路の測点数を1点とすることができる。	mm	往復の較差 3mm																																					
100m以上 250m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 5mm																																					
250m以上 500m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 10mm√S S:測定距離（片道、km単位）																																					
偏心距離	3級水準測量																																							
	機器及び測定方法	測定単位	点検項目及び許容範囲																																					
100m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて観測する場合は、往路及び復路の測点数を1点とすることができる。	mm	往復の較差 3mm																																					
100m以上 250m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 5mm																																					
250m以上 500m未満	レベル等による水準測量のうち3級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 10mm√S S:測定距離（片道、km単位）																																					
<b>第6節 計算</b>	<b>第6節 計算</b>																																							
<b>（要旨）</b> <b>第93条</b> <u>この章において</u> 「計算」とは、新点の標高を求めるため、関連する諸要素の計算及び成果表等の作成を行うことをいう。	<b>（要旨）</b> <b>第93条</b> <u>本章において</u> 、「計算」とは、新点の標高を求めるため、関連する諸要素の計算及び成果表等の作成を行うことをいう。	表現の適正化																																						
<b>（計算の方法等）</b> <b>第94条</b> 計算は、付録6の計算式のほか、 <u>これと同精度又は</u> これを上回る精度を有することが確認できる場合には、当該計算式を使用することができるものとする。 2 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="225 1671 1216 1829"> <thead> <tr> <th>項目 表示</th> <th>標高</th> <th>ジオイド高</th> <th>楕円体高</th> <th>経緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単位</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>秒</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.0001</td> </tr> </tbody> </table> 3 GNSS観測における基線解析は、次の各号により実施することを標準とする。 一 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="115 1940 593 1976"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基線ベクトル成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目 表示	標高	ジオイド高	楕円体高	経緯度	単位	m	m	m	秒	位	0.001	0.001	0.001	0.0001	項目	基線ベクトル成分			<b>（計算の方法等）</b> <b>第94条</b> 計算は、付録6の計算式又は <u>これと同精度若しくは</u> これを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができるものとする。 2 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1567 1671 2558 1829"> <thead> <tr> <th>項目 表示</th> <th>標高</th> <th>ジオイド高</th> <th>楕円体高</th> <th>経緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単位</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>秒</td> </tr> <tr> <td>位</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.0001</td> </tr> </tbody> </table> 3 GNSS観測における基線解析は、次の各号により実施することを標準とする。 一 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1457 1940 1935 1976"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基線ベクトル成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目 表示	標高	ジオイド高	楕円体高	経緯度	単位	m	m	m	秒	位	0.001	0.001	0.001	0.0001	項目	基線ベクトル成分			表現の適正化
項目 表示	標高	ジオイド高	楕円体高	経緯度																																				
単位	m	m	m	秒																																				
位	0.001	0.001	0.001	0.0001																																				
項目	基線ベクトル成分																																							
項目 表示	標高	ジオイド高	楕円体高	経緯度																																				
単位	m	m	m	秒																																				
位	0.001	0.001	0.001	0.0001																																				
項目	基線ベクトル成分																																							

改正案				現行（令和2年3月31日一部改正）				コメント																								
<table border="1"> <tr><td>単 位</td><td>m</td></tr> <tr><td>位</td><td>0.001</td></tr> </table>		単 位	m	位	0.001			<table border="1"> <tr><td>単 位</td><td>m</td></tr> <tr><td>位</td><td>0.001</td></tr> </table>		単 位	m	位	0.001																			
単 位	m																															
位	0.001																															
単 位	m																															
位	0.001																															
<p>二 G N S S衛星の軌道情報は、放送暦を標準とする。</p> <p>三 基線解析では、原則としてP C V補正を行うものとする。</p> <p>四 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。</p> <p>五 基線解析は、基線長が1 0キロメートル以上の場合には2周波で行うものとし、基線長が1 0キロメートル未満の場合には1周波又は2周波で行うものとする。</p> <p>六 基線解析の固定点の緯度、経度及び楕円体高は、次の方法により求めた値とする。</p> <p>イ 固定点に電子基準点を使用する場合</p> <p>(1) 緯度及び経度は、当該電子基準点の成果表の値を使用する。</p> <p>(2) 楕円体高は、電子基準点の成果表の標高に、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を加えた値を使用する。</p> <p>ロ 固定点に電子基準点以外の既知点を使用する場合</p> <p>(1) 緯度及び経度は、既知点から最も近い電子基準点の成果表の値を用いて、当該電子基準点との基線解析により求めた値を使用する。</p> <p>(2) 楕円体高は、既知点の成果表の標高に、(1)より得られた緯度及び経度を用いて、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を加えた値を使用する。</p> <p>七 基線解析に使用するG N S S衛星の最低高度角は、観測時に設定した最低高度角とする。</p> <p>八 基線解析に使用するG N S S観測データは5時間以上とし、データ取得間隔は3 0秒以下とする。</p>				<p>二 G N S S衛星の軌道情報は、放送暦を標準とする。</p> <p>三 基線解析では、原則としてP C V補正を行うものとする。</p> <p>四 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。</p> <p>五 基線解析は、基線長が1 0キロメートル以上の場合には2周波で行うものとし、基線長が1 0キロメートル未満の場合には1周波又は2周波で行うものとする。</p> <p>六 基線解析の固定点の緯度、経度及び楕円体高は、次の方法により求めた値とする。</p> <p>イ 固定点に電子基準点を使用する場合</p> <p>(1) 緯度及び経度は、当該電子基準点の成果表の値を使用する。</p> <p>(2) 楕円体高は、電子基準点の成果表の標高に、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を加えた値を使用する。</p> <p>ロ 固定点に電子基準点以外の既知点を使用する場合</p> <p>(1) 緯度及び経度は、既知点から最も近い電子基準点の成果表の値を用いて、当該電子基準点との基線解析により求められた値を使用する。</p> <p>(2) 楕円体高は、既知点の成果表の標高に、(1)より得られた緯度及び経度を用いて、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を加えた値を使用する。</p> <p>七 基線解析に使用するG N S S測量機の高度角は、観測時に設定した受信高度角とする。</p> <p>八 基線解析に使用するG N S S観測データは5時間以上とし、データ取得間隔は3 0秒以下とする。</p>				表現の適正化																								
<p>(点検計算及び再測)</p> <p>第9 5条 点検計算は、観測終了後、次により行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 観測値の点検は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 観測データの点検は、前半の2時間3 0分以上及び後半の2時間3 0分以上に分けて基線解析を行い、基線ベクトルの較差を比較するものとする。ただし、観測楕円体比高が7 0 0メートルを超える基線については、次項の点検観測を行い観測値の点検を行うものとする。</p> <p>二 楕円体高の閉合差の点検は、次のイ又はロのいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>イ 既知点間を結合する路線で、次の条件により点検する方法</p> <p>(1) 全ての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>(2) 結合計算に用いる楕円体比高は、5時間以上のデータを使用した基線解析による値を使用する。</p> <p>(3) 既知点の楕円体高は、前条第3項第六号に規定するものを使用する。</p> <p>(4) 楕円体高の閉合差は、(2)の楕円体比高と(3)により得られた楕円体比高の差とする。</p> <p>ロ 既知点1点を固定する仮定三次元網平均計算結果から求めた楕円体高により点検する方法</p> <p>(1) 既知点の緯度、経度及び楕円体高は、前条第3項第六号に規定するものを使用する。</p> <p>(2) 基線ベクトルは、5時間以上のデータを使用した基線解析による値を使用する。</p> <p>(3) 重量(P)は、基線解析により求められた分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。ただし、全ての基線の解析手法、解析時間が同じでない場合は、水平及び高さの分散の固定値を用いるものとする。この場合の分散の固定値は、<math>d_N = (0.004m)^2</math> <math>d_E = (0.004m)^2</math> <math>d_U = (0.007m)^2</math>とする。</p> <p>3 観測楕円体比高が7 0 0メートルを超えたときの点検観測については、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 観測時間は5時間以上とし、基線解析は、前条第3項に基づき行うものとする。</p> <p>二 前号による基線ベクトルと採用する基線ベクトルの較差を比較するものとする。</p> <p>4 点検計算における許容範囲は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th>許容範囲</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>3級水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基線ベクトルの較 差</td> <td>水平 (<math>\Delta N</math>, <math>\Delta E</math>)</td> <td>20mm</td> <td><math>\Delta N</math>: 水平面の南北成分の較差 <math>\Delta E</math>: 水平面の東西成分の較差</td> </tr> <tr> <td>高さ (<math>\Delta U</math>)</td> <td>40mm</td> <td><math>\Delta U</math>: 高さ成分の較差</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	区 分	許容範囲	備 考	3級水準測量	基線ベクトルの較 差	水平 ( $\Delta N$ , $\Delta E$ )	20mm	$\Delta N$ : 水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分の較差	高さ ( $\Delta U$ )	40mm	$\Delta U$ : 高さ成分の較差	<p>(点検計算及び再測)</p> <p>第9 5条 点検計算は、観測終了後、次により行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 観測値の点検は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 観測データの点検は、前半の2時間3 0分以上及び後半の2時間3 0分以上に分けて基線解析を行い、基線ベクトルの較差を比較するものとする。ただし、観測楕円体比高が7 0 0メートルを超える基線については、次項の点検観測を行い観測値の点検を行うものとする。</p> <p>二 楕円体高の閉合差の点検は、次のイ又はロのいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>イ 既知点間を結合する路線で、次の条件により点検する方法</p> <p>(1) 全ての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</p> <p>(2) 結合計算に用いる楕円体比高は、5時間以上のデータを使用した基線解析による値を使用する。</p> <p>(3) 既知点の楕円体高は、前条第3項第六号に規定するものを使用する。</p> <p>(4) 楕円体高の閉合差は、(2)の楕円体比高と(3)により得られた楕円体比高の差とする。</p> <p>ロ 既知点1点を固定する仮定三次元網平均計算結果から求めた楕円体高により点検する方法</p> <p>(1) 既知点の緯度、経度及び楕円体高は、前条第3項第六号に規定するものを使用する。</p> <p>(2) 基線ベクトルは、5時間以上のデータを使用した基線解析による値を使用する。</p> <p>(3) 重量(P)は、基線解析により求められた分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。ただし、全ての基線の解析手法、解析時間が同じでない場合は、水平及び高さの分散の固定値を用いるものとする。なお、分散の固定値は、<math>d_N = (0.004m)^2</math> <math>d_E = (0.004m)^2</math> <math>d_U = (0.007m)^2</math>とする。</p> <p>3 観測楕円体比高が7 0 0メートルを超えたときの点検観測については、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 観測時間は5時間以上とし、基線解析は、前条第3項に基づき行うものとする。</p> <p>二 前号による基線ベクトルと採用する基線ベクトルの較差を比較するものとする。</p> <p>4 点検計算における許容範囲は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th>許容範囲</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>3級水準測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基線ベクトルの較 差</td> <td>水平 (<math>\Delta N</math>, <math>\Delta E</math>)</td> <td>20mm</td> <td><math>\Delta N</math>: 水平面の南北成分の較差 <math>\Delta E</math>: 水平面の東西成分の較差</td> </tr> <tr> <td>高さ (<math>\Delta U</math>)</td> <td>40mm</td> <td><math>\Delta U</math>: 高さ成分の較差</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	区 分	許容範囲	備 考	3級水準測量	基線ベクトルの較 差	水平 ( $\Delta N$ , $\Delta E$ )	20mm	$\Delta N$ : 水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分の較差	高さ ( $\Delta U$ )	40mm	$\Delta U$ : 高さ成分の較差	表現の適正化
項 目	区 分	許容範囲	備 考																													
		3級水準測量																														
基線ベクトルの較 差	水平 ( $\Delta N$ , $\Delta E$ )	20mm	$\Delta N$ : 水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分の較差																													
	高さ ( $\Delta U$ )	40mm	$\Delta U$ : 高さ成分の較差																													
項 目	区 分	許容範囲	備 考																													
		3級水準測量																														
基線ベクトルの較 差	水平 ( $\Delta N$ , $\Delta E$ )	20mm	$\Delta N$ : 水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分の較差																													
	高さ ( $\Delta U$ )	40mm	$\Delta U$ : 高さ成分の較差																													

改正案				現行（令和2年3月31日一部改正）				コメント														
			(前項第二号にも適用)				(前項第二号にも適用)															
	既知点間の楕円体高の閉合差	15mm√S	S：路線長（km 単位）		既知点間の楕円体高の閉合差	15mm√S	S：路線長（km 単位）															
	仮定三次元網平均計算における楕円体高の閉合差	15mm√S	S：路線長（km 単位）		仮定三次元網平均計算における楕円体高の閉合差	15mm√S	S：路線長（km 単位）															
	仮定三次元網平均計算における基線ベクトルの各成分の残差	20mm			仮定三次元網平均計算における基線ベクトルの各成分の残差	20mm																
5 点検計算の結果は、精度管理表に <u>取りまとめ</u> るものとする。				5 点検計算の結果は、精度管理表に <u>とりまとめ</u> るものとする。				表現の適正化														
<p>(三次元網平均計算)</p> <p><b>第96条</b> 既知点2点以上を固定する三次元網平均計算は、平均図に基づき行うものとし、次のとおりとする。</p> <p>一 既知点の緯度、経度及び楕円体高は、前条第2項第二号ロ（1）の規定を準用する。</p> <p>二 基線ベクトルは、前条第2項第二号ロ（2）の規定を準用する。</p> <p>三 重量（P）は、前条第2項第二号ロ（3）の規定を準用する。</p> <p>四 新点の標高は、ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、三次元網平均計算より求めた楕円体高を補正する。</p> <p>五 第94条第3項第六号ロの規定により基線解析を行った場合の三次元網平均計算は、次のとおり行うことができるものとする。</p> <p>イ 電子基準点以外の既知点（水準点）は、楕円体高のみを固定する。</p> <p>ロ 既知点（水準点）から最も近い電子基準点は、緯度及び経度のみを固定する。</p> <p>六 三次元網平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級水準測量</td> </tr> <tr> <td>斜距離の残差</td> <td></td> <td>80mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 三次元網平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。</p> <p>3 三次元網平均計算の結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>				項目	区分	許容範囲	3級水準測量	斜距離の残差		80mm	<p>(三次元網平均計算)</p> <p><b>第96条</b> 既知点2点以上を固定する三次元網平均計算は、平均図に基づき行うものとし、次のとおりとする。</p> <p>一 既知点の緯度、経度及び楕円体高は、前条第2項第二号ロ（1）の規定を準用する。</p> <p>二 基線ベクトルは、前条第2項第二号ロ（2）の規定を準用する。</p> <p>三 重量（P）は、前条第2項第二号ロ（3）の規定を準用する。</p> <p>四 新点の標高は、ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、三次元網平均計算より求めた楕円体高を補正する。</p> <p>五 第94条第3項第六号ロの規定により基線解析を行った場合の三次元網平均計算は、次のとおり行うことができるものとする。</p> <p>イ 電子基準点以外の既知点（水準点）は、楕円体高のみを固定する。</p> <p>ロ 既知点（水準点）から最も近い電子基準点は、緯度及び経度のみを固定する。</p> <p>六 三次元網平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級水準測量</td> </tr> <tr> <td>斜距離の残差</td> <td></td> <td>80mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 三次元網平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。</p> <p>3 三次元網平均計算の結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>				項目	区分	許容範囲	3級水準測量	斜距離の残差		80mm	表現の適正化
項目	区分	許容範囲																				
		3級水準測量																				
斜距離の残差		80mm																				
項目	区分	許容範囲																				
		3級水準測量																				
斜距離の残差		80mm																				
<b>第7節 品質評価</b>				<b>第7節 品質評価</b>																		
(品質評価)				(品質評価)																		
第97条 水準点成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。				第97条 水準点成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。																		
<b>第8節 成果等の整理</b>				<b>第8節 成果等の整理</b>																		
(メタデータの作成)				(メタデータの作成)																		
第98条 水準点成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。				第98条 水準点成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。																		
(成果等)				(成果等)																		
<p><b>第99条</b> 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。</p> <p>一 観測手簿</p> <p>二 観測記簿</p> <p>三 計算簿</p> <p>四 平均図</p> <p>五 水準点成果表</p> <p>六 点の記</p> <p>七 建標承諾書</p> <p>八 測量標設置位置通知書</p> <p>九 網図等（基準点網図、水準路線図）</p> <p>十 精度管理表</p> <p>十一 品質評価表</p>				<p><b>第99条</b> 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。</p> <p>一 観測手簿</p> <p>二 観測記簿</p> <p>三 計算簿</p> <p>四 平均図</p> <p>五 水準点成果表</p> <p>六 点の記</p> <p>七 建標承諾書</p> <p>八 測量標設置位置通知書</p> <p>九 網図等（基準点網図、水準路線図）</p> <p>十 精度管理表</p> <p>十一 品質評価表</p>																		

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																
十二 測量標の地上写真 十三 基準点現況調査報告書 十四 成果数値データ 十五 点検測量簿 十六 メタデータ 十七 その他の資料	十二 測量標の地上写真 十三 基準点現況調査報告書 十四 成果数値データ 十五 点検測量簿 十六 メタデータ 十七 その他の資料																	
<b>第5章 復旧測量</b>	<b>第5章 復旧測量</b>																	
<b>（要 旨）</b> <b>第100条</b> 「復旧測量」とは、公共測量によって設置した基準点及び水準点の機能を維持するとともに保全するために実施する作業をいう。 2 <u>この章において</u> 「旧点」とは復旧前の点を、「新点」とは復旧後の点をいう。	<b>（要 旨）</b> <b>第100条</b> 「復旧測量」とは、公共測量によって設置した基準点及び水準点の機能を維持するとともに保全するために実施する作業をいう。 2 <u>本章において</u> 、「旧点」とは復旧前の点を、「新点」とは復旧後の点をいう。	表現の適正化																
<b>（復旧測量の作業区分）</b> <b>第101条</b> 復旧測量の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。 一 「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。 二 「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不相当である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。 <u>また、低下又は高上改埋も移転に含まれるものとする。</u> 三 「改測」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、現位置を変えることなく測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。 四 「改算」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、改測を行わずに過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、必要に応じて測量成果を修正することをいう。 2 再設、 <u>移転を行った</u> 場合は、測量標新旧位置明細書を作成するものとする。	<b>（復旧測量の作業区分）</b> <b>第101条</b> 復旧測量の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。 一 「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。 二 「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不相当である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。 三 「改測」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、現位置を変えることなく測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。 四 「改算」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、改測を行わずに過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、必要に応じて測量成果を修正することをいう。 2 再設、 <u>移転等を行った</u> 場合は、測量標新旧位置明細書を作成するものとする。	追加  表現の適正化																
<b>（基準点の復旧測量）</b> <b>第102条</b> 基準点の復旧測量は、再設、移転、改測又は改算により行うものとする。 2 再設、移転、改測又は改算による基準点の復旧測量には、第2章の規定を準用する。ただし、3級基準点及び4級基準点の復旧測量に使用する既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。 3 移転による基準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。 一 TS等による偏心法 イ 方向角を求めるための水平角観測に使用する既知点は、隣接の同級以上の基準点とする。 ロ 既知点の点検のため、既知点と移転する基準点間の高低差又は辺長の観測を行うものとする。 二 GNSS観測による偏心法 イ 第37条第2項第二号に定める観測方法のうち、スタティック法により、新点と旧点との移転量を求めるものとする。 ロ 移転量の点検として、観測時間を前後半に分けた基線解析を行い、基線ベクトルの較差を点検する。全観測時間を用いて算出された移転量 <u>及び前後半</u> に分けた点検計算の各々の較差の許容範囲は、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="112 1587 1329 1835"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>許容範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基線ベクトルの較差</td> <td><math>\Delta N</math> <math>\Delta E</math></td> <td>20mm <math>\Delta N</math>：水平面の南北成分の較差 <math>\Delta E</math>：水平面の東西成分の較差</td> </tr> <tr> <td><math>\Delta U</math></td> <td>30mm <math>\Delta U</math>：水平面からの高さ成分の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> </tbody> </table> 4 地殻変動その他の事由により、基本測量の測量成果が修正された場合には、修正された基本測量成果を基に改算するものとする。この場合、改算は、現況に適合しなくなった成果が適切な計算処理で修正可能であることを確認の上、行うものとする。 <u>ただし</u> 、国土地理院から座標及び標高補正パラメータファイルが提供された	項 目	許容範囲	備 考	基線ベクトルの較差	$\Delta N$ $\Delta E$	20mm $\Delta N$ ：水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の較差	$\Delta U$	30mm $\Delta U$ ：水平面からの高さ成分の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	<b>（基準点の復旧測量）</b> <b>第102条</b> 基準点の復旧測量は、再設、移転、改測又は改算により行うものとする。 2 再設、移転、改測又は改算による基準点の復旧測量には、第2章の規定を準用する。ただし、3級基準点及び4級基準点の復旧測量に使用する既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。 3 移転による基準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。 一 TS等による偏心法 イ 方向角を求めるための水平角観測に使用する既知点は、隣接の同級以上の基準点とする。 ロ 既知点の点検のため、既知点と移転する基準点間の高低差又は辺長の観測を行うものとする。 二 GNSS観測による偏心法 イ 第37条第2項第二号に定める観測方法のうち、スタティック法により、新点と旧点との移転量を求めるものとする。 ロ 移転量の点検として、観測時間を前後半に分けた基線解析を行い、基線ベクトルの較差を点検する。全観測時間を用いて算出された移転量 <u>と前後半</u> に分けた点検計算の各々の較差の許容範囲は、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="1448 1587 2665 1835"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>許容範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基線ベクトルの較差</td> <td><math>\Delta N</math> <math>\Delta E</math></td> <td>20mm <math>\Delta N</math>：水平面の南北成分の較差 <math>\Delta E</math>：水平面の東西成分の較差</td> </tr> <tr> <td><math>\Delta U</math></td> <td>30mm <math>\Delta U</math>：水平面からの高さ成分の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> </tbody> </table> 4 地殻変動その他の事由により、基本測量の測量成果が修正された場合には、修正された基本測量成果を基に改算するものとする。この場合、改算は、現況に適合しなくなった成果が適切な計算処理で修正可能であることを確認の上、行うものとする。 <u>なお</u> 、国土地理院から座標及び標高補正パラメータファイルが提供された場	項 目	許容範囲	備 考	基線ベクトルの較差	$\Delta N$ $\Delta E$	20mm $\Delta N$ ：水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の較差	$\Delta U$	30mm $\Delta U$ ：水平面からの高さ成分の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	表現の適正化  表現の適正化
項 目	許容範囲	備 考																
基線ベクトルの較差	$\Delta N$ $\Delta E$	20mm $\Delta N$ ：水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の較差																
	$\Delta U$	30mm $\Delta U$ ：水平面からの高さ成分の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																
項 目	許容範囲	備 考																
基線ベクトルの較差	$\Delta N$ $\Delta E$	20mm $\Delta N$ ：水平面の南北成分の較差 $\Delta E$ ：水平面の東西成分の較差																
	$\Delta U$	30mm $\Delta U$ ：水平面からの高さ成分の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																

改正案	現行（令和2年3月31日一部改正）	コメント																																																								
<p>場合には、この補正パラメータを用いて成果を改算することができる。</p> <p><b>（水準点の復旧測量）</b></p> <p><b>第103条</b> 水準点の復旧測量は、再設、移転又は改測により行うものとする。</p> <p>2 再設、移転又は改測による水準点の復旧測量には、第3章及び第4章の規定を準用する。</p> <p>3 移転による水準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。</p> <p>一 直接法</p> <p>イ 新点に別の標識を埋設し、旧点と新点間の往復観測を行う。<b>ただし</b>、旧点と新点間の観測を1点の測点数で行える場合は、前視、後視に同一標尺を用いて往路及び復路の測点数を1点とすることができる。</p> <p>ロ 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="261 489 1181 684"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1級水準点</th> <th>2級水準点</th> <th>3～4級水準点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>往復観測値の較差</td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>20\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>読定単位</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 固定点法</p> <p>イ 旧点と新点間に3点以上の固定点を設け、旧点と固定点間について往復観測を行うものとする。</p> <p>ロ 旧点の標識を新点の位置に埋設するものとする。</p> <p>ハ 埋設後24時間以上経過後、固定点と新点間について往復観測を行うものとする。</p> <p>ニ 固定点を經由して求めた各標高の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="261 909 1181 1066"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1級水準点</th> <th>2級水準点</th> <th>3～4級水準点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高の較差</td> <td>3mm</td> <td>3mm</td> <td>10mm</td> </tr> <tr> <td>読定単位</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 許容範囲を超えた場合は、その原因を調査し、較差の少ない2個以上の平均値を採用するものとする。</p>	項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3～4級水準点	往復観測値の較差	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	読定単位	1mm	1mm	1mm	備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。			項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3～4級水準点	標高の較差	3mm	3mm	10mm	読定単位	1mm	1mm	1mm	<p>合には、この補正パラメータを用いて成果を改算することができる。</p> <p><b>（水準点の復旧測量）</b></p> <p><b>第103条</b> 水準点の復旧測量は、再設、移転又は改測により行うものとする。</p> <p>2 再設、移転又は改測による水準点の復旧測量には、第3章及び第4章の規定を準用する。</p> <p>3 移転による水準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。</p> <p>一 直接法</p> <p>イ 新点に別の標識を埋設し、旧点と新点間について往復観測を行う。<b>なお</b>、旧点と新点間の観測を1点の測点数で行える場合は、前視、後視に同一標尺を用いて往路及び復路の測点数を1点とすることができる。</p> <p>ロ 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1599 489 2519 684"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1級水準点</th> <th>2級水準点</th> <th>3, 4級水準点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>往復観測値の較差</td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>5\text{mm}\sqrt{S}</math></td> <td><math>20\text{mm}\sqrt{S}</math></td> </tr> <tr> <td>読定単位</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">Sは観測距離（片道、km単位）とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 固定点法</p> <p>イ 旧点と新点間に3点以上の固定点を設け、旧点と固定点間について往復観測を行うものとする。</p> <p>ロ 旧点の標識を新点の位置に埋設するものとする。</p> <p>ハ 埋設後24時間以上経過後、固定点と新点間について往復観測を行うものとする。</p> <p>ニ 固定点を經由して求めた各標高の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1599 909 2519 1066"> <thead> <tr> <th>項目 \ 区分</th> <th>1級水準点</th> <th>2級水準点</th> <th>3, 4級水準点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高の較差</td> <td>3mm</td> <td>3mm</td> <td>10mm</td> </tr> <tr> <td>読定単位</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> <td>1mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 許容範囲を超えた場合は、その原因を調査し、較差の少ない2個以上の平均値を採用するものとする。</p>	項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3, 4級水準点	往復観測値の較差	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	読定単位	1mm	1mm	1mm	備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。			項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3, 4級水準点	標高の較差	3mm	3mm	10mm	読定単位	1mm	1mm	1mm	<p>表現の適正化</p>
項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3～4級水準点																																																							
往復観測値の較差	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$																																																							
読定単位	1mm	1mm	1mm																																																							
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																																																									
項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3～4級水準点																																																							
標高の較差	3mm	3mm	10mm																																																							
読定単位	1mm	1mm	1mm																																																							
項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3, 4級水準点																																																							
往復観測値の較差	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$																																																							
読定単位	1mm	1mm	1mm																																																							
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。																																																									
項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3, 4級水準点																																																							
標高の較差	3mm	3mm	10mm																																																							
読定単位	1mm	1mm	1mm																																																							